

## 第 7 節 郵政省担当部門

### 郵便 (7300-10)

#### 1. 概念・定義及び範囲

郵政省所管業務における郵便事業の範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	郵政事業特別会計決算参照書	50年度	郵政省
2	郵政事業特別会計予算参照書	"	"
3	法人企業間接費調査	50年	経済企画庁
4	家計調査年報	"	総理府統計局
5	農家生計費調査	"	農林水産省

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1から昭和50年度の郵便業務収入を求め、暦年に換算した。

##### (2) 投入額

資料2及び産出側のデータより推計した。

##### (3) 産出額

資料3～5及び投入側のデータより推計した。

### 国内電信電話 (7300-21)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類672「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち、日本電信電話公社が提供する国内公衆電気通信サービスの範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	日本電信電話公社決算書	50年度	日本電信電話公社
2	法人企業間接費調査	50年	経済企画庁
3	家計調査年報	"	総理府統計局
4	農家生計費調査	"	農林水産省

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1から昭和50年度の事業収入を求め、暦年に換算した。

##### (2) 投入額

資料1及び産出側データより推計した。

##### (3) 産出額

資料2～4及び投入側データより推計した。

### 国際電信電話 (7300-22)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類672「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち、国際電信電話株式会社が提供する国際公衆電気通信サービスの範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	国際電信電話年報	50年度	国際電信電話株式会社
2	法人企業間接費調査	50年	経済企画庁
3	業務資料	50年度	郵政省

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1により昭和50年度の営業収入を求め、暦年に換算した。

##### (2) 投入額

資料1, 3及び産出側のデータより推計した。

##### (3) 産出額

資料1, 2及び投入側のデータより推計した。

### その他の通信サービス (7300-90)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類673「有線放送電話業」及び674「通信に附帯するサービス業」を活動の範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	有線電気通信の概況	50年度	郵政省
2	有価証券報告書	"	大蔵省
3	業務資料	"	郵政省

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1～3から昭和50年度の営業収入を求めて生産額とした。

(2) 投入額

資料1～3及び産出側のデータより推計した。

(3) 産出額

資料1～3及び投入側のデータより推計した。

放送 (8410-00)

1. 概念・定義及び範囲

公衆によって直接視聴されることを目的とする無線通信を行う事業で日本標準産業分類の中分類811「公共放送業」及び812「民間放送業」の範囲とする。

ただし、日本放送協会総合技術研究所及び日本放送協会総合放送文化研究所を含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	日本放送協会損益計算書	50年度	日本放送協会
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁

番号	資料名	年次	出所
3	法人企業間接調査	50年	経済企画庁
4	業務資料	50年度	

3. 推計方法

(1) 生産額

公共放送は、資料1から昭和50年度の受信料収入及び交付金収入を民間放送は、資料4から50年度の営業収入を求め、これから広告代理店手数料を控除し、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料1～4及び産出側のデータより推計した。

(3) 産出額

公共放送は、投入側データより推計した。  
民間放送は、全額を広告部門に計上した。

第8節 文部省担当部門

学校教育 (国公立) (8210-01)

1. 概念・定義及び範囲

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園」同法第83条に定める「各種学校」及び国立養護教諭養成所設置法第2条に定める「国立養護教諭養成所」で、日本標準産業分類の小分類911～917のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査	50・51	文部省	49・50 会計年度
2	地方教育費の調査	49・50	"	*
3	日本学校安全会業務資料	50	日本学校安全会	
4	決算	50	大蔵省	
5	財政金融統計月報 (行政財産統計)	No. 298	"	

\* 50年度は中間報告による。

番号	資料名	年次	出所	備考
6	法人企業投資実績調査	49	経済企画庁	
7	地方公共団体財政支出内容調査	50	"	
8	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

- ① 国立学校 (附置研究所・附属病院を除く) : 50年度  
 $\text{度經常経費} = \text{消費的支出} + \text{図書購入費} + \text{共済組合交付金} - \text{学校安全会共済掛金}$
- ② 公立学校 (附置研究所・附属病院を除く) : 50年度  
 $\text{度經常経費} = \text{消費的支出} + \text{図書購入費} - \text{給食費} - \text{奨学費} - \text{恩給費} - \text{学校安全会共済掛金}$
- ③ 資本減耗引当 = 国・公立学校建物延面積 × 評価額  
 $(40,392 \text{円/m}^2) \times \text{減価償却率} (0.0560)$

④ 年度・暦年転換率 =  $\left\{ \frac{49 \text{年度消費的支出 (国・公立学校)}}{50 \text{年度 同上 (同上)}} \times 0.25 \right\} + 0.75 = 0.9605$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3, 4, 5, 6

(2) 投入額

- ① 「学校基本調査」, 「地方教育費の調査」, 「決算」による費目別の経費を投入内訳の大枠とする。
- ② ①を「地方公共団体財政支出内容調査(学校種別)」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

- ① 国立学校：50年度収入=授業料+入学金・検定料
- ② 公立大学・短期大学：50年度収入=授業料+入学金・検定料
- ③ 公立学校(大学・短期大学を除く)：50年度収入=授業料+入学金+検定料+その他の手数料
- ④ 年度・暦年転換率(生産額推計と同じ)  
家計消費支出 = (①+②+③) × ④  
中央政府消費支出 = 国立学校が生産額 - (①×④)  
地方政府消費支出 = 公立学校が生産額 - [(②+③) × ④]

資料：1, 2

学校教育(私立)(8210-02)

1. 概念・定義及び範囲

学校教育法第1条に定める「小学校, 中学校, 高等学校, 大学, 高等専門学校, 盲学校, ろう学校, 養護学校, 幼稚園」及び同法第83条に定める「各種学校」で, 日本標準産業分類の小分類911~917のうち, 私立学校法第3条に規定する学校法人, 同法第64条第4項に規定する法人並びに盲学校, ろう学校, 養護学校, 幼稚園又は各種学校を設置するその他の法人及び個人が設置する学校の活動を範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが, 附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療, 学校研究機関に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査	50・51	文部省	49・50会計年度
2	私立学校の財務状況に関する調査	48・49	"	*
3	文部省業務資料(管理局)		"	
4	日本学校安全会業務資料	50	日本学校安全会	

番号	資料名	年次	出所	備考
5	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
6	産業連関表	45	行政管理庁	
7	地方教育費の調査	49・50	文部省	

\* 昭和50会計年度の数値が未集計のため, 49会計年度の数値により推計した。

3. 推計方法

(1) 生産額

私立学校(附置研究所・附属病院を除く)

- ① 50年度経常経費(消費的支出+図書購入費-奨学金) =  $\left[ \frac{49\text{年度経常経費}}{49.5.1\text{在学者数}} \right] \times \left[ \frac{\text{国・公立学校の在学者}}{\text{同}} \right]$   
 $\frac{1\text{人当たり消費的支出}(50\text{年度})}{\text{上}(49\text{年度})} \times 50.5.1\text{在学者数}$

- ② 50年度学校安全会共済掛金 = 加入者数 × 掛金単価
- ③ 資本減耗引当 = 49年度末有形固定資産残高 × 減価償却率(0.0473)

$$\text{④ 年度・暦年転換率} = \left[ \frac{49\text{年度消費的支出}}{50\text{年度 同上}} \times 0.25 \right] + 0.75 = 0.9351$$

$$\text{生産額} = (\text{①} - \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2, 4, 7

(2) 投入額

- ① 「私立学校の財務状況に関する調査」による費目別の経費を投入内訳の大枠とする。
- ② ①を「地方公共団体財政支出内容調査(学校種別)」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

- ① 私立学校：49年度収入=学生生徒納付金(「その他」除く)+手数料
- ② 学生生徒納付金・手数料の49~50年度伸び率
- ③ 年度・暦年転換率(生産額推計と同じ)  
家計消費支出 = ① × ② × ③  
対家計民間非常利団体消費支出 = 生産額 - 家計消費支出

資料：2, 3

自然科学・学校研究機関（国公立）（8210-03）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査	50	文部省	
2	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
3	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 298	大蔵省	
4	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
5	法人企業間接費調査	50	"	
6	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 国立大学附置研究所・共同利用機関：50年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

② 公立大学附置研究所：50年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

③ 資本減耗引当＝国・公立大学附置研究所建物延面積×評価額（40,392円/m<sup>2</sup>）×減価償却率（0.0560）

④ 年度・暦年転換率＝ $\left[ \frac{49年度研究費（自然科学・人文科学，国・公立大学附置研究所）}{50年度 同上（同 上）} \times 0.25 \right] +$

$$0.75 = 0.9975$$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

① 生産額を「科学技術研究調査」により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を「地方公共団体財政支出内容調査（自然科学研究機関関係費）」、「学校基本調査」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

① 国立大学附置研究所・共同利用機関：50年度受入

研究費（内部使用分）＝民間（大学，学術研究機関を除く）＋外国

② 公立大学附置研究所：50年度受入研究費（内部使用分）＝民間（大学，学術研究機関を除く）＋外国

③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{内生部門} = (\text{①の民間} + \text{②の民間}) \times \text{③}$$

各部門への産出配分は、「法人企業間接費調査」により大枠を決定し、「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割した。

$$\text{輸出（特殊貿易）} = (\text{①の外国} + \text{②の外国}) \times \text{③}$$

$$\text{中央政府消費支出} = \text{国立学校研究機関の生産額} - (\text{①} \times \text{③})$$

$$\text{地方政府消費支出} = \text{公立学校研究機関の生産額} - (\text{②} \times \text{③})$$

資料：2, 5, 6

人文科学・学校研究機関（国公立）（8210-04）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査	50	文部省	
2	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
3	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 298	大蔵省	
4	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
5	法人企業間接費調査	50	"	
6	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を「科学技術研究調査」により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を「地方公共団体財政支出内容調査（人文科学研究機関関係費）」、「学校基本調査」及び「45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。  
自然科学・学校研究機関（私立）（8210-05）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	私立学校の財務状況に関する調査	49	文部省	
2	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
3	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
4	法人企業間接費調査	50	"	
5	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

私立大学附置研究所

① 50年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

② 資本減耗引当＝「8210-02学校教育（私立）」と同じ。（学校種類別の按分後の数値）

③ 年度・暦年転換率＝ $\left[ \frac{49年度研究費（自然科学・人文科学）}{50年度 同上（同上）} \times 0.25 \right] + 0.75 = 0.9974$

$$\frac{49年度研究費（自然科学・人文科学）}{50年度 同上（同上）} \times 0.25 + 0.75 = 0.9974$$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

資料：1, 2

(2) 投入額

① 生産額を「科学技術研究調査」により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を「地方公共団体財政支出内容調査（自然科学研究機関関係費）」「私立学校の財務状況に関する調査」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

① 私立大学附置研究所：50年度受入研究費（内部使

用分）＝民間（大学、学術研究機関を除く）＋外国

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

内生部門＝（①の民間）×②

輸出（特殊貿易）＝（①の外国）×2

対家計民間非営利団体消費支出＝私立学校研究機関の生産額－（①×②）

資料：2, 4, 5

人文科学・学校研究機関（私立）（8210-06）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	私立学校の財務状況に関する調査	49	文部省	
2	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
3	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
4	法人企業間接費調査	50	"	
5	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学・学校研究機関（私立）」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を「科学技術研究調査」により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を「地方公共団体財政支出内容調査（人文科学研究機関関係費）」、「私立学校の財務状況に関する調査」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（私立）」と同じである。

自家教育（8211-00P）

1. 概念・定義及び範囲

企業が、従業員を対象として、その業務に必要な専門的技能又は、一般的知識・教養を授けるため、企業内で集团的、組織的に行う教育訓練活動とする。ただし、企業に附属する専門的教育訓練施設は、「その他の教育訓練機関

(産業)」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	労働者福祉施設制度等調査	50	労働省	
2	毎月勤労統計報告	50	"	50年12月
3	法人企業間接費調査	50	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

- ① 労働者1人当たり1カ月平均教育訓練費(50年1~12月の平均, 委託を含む)
- ② 労働者数(50年12月現在)
- ③ 教育訓練費額に占める自社実施の割合
- ④ 教育訓練費の自社実施に占める講師謝金を除いた額の割合

$$\text{生産額} = \text{①} \times 12 \text{ カ月} \times \text{②} \times \text{③} \times \text{④}$$

資料: 1, 2, 3

(注) 本部門は仮設部門であるため, 付加価値である講師謝金を自社実施教育訓練費から差し引くこととした。その割合は, 文部省社会教育局予算要求資料等を参考として, 自社実施教育訓練費の29.6%と見込んだ。

(2) 投入額

「その他の教育訓練機関(産業)」の投入部門のうちから, 文部省社会教育局業務資料(青年学級事業実施計算書など)を参考として投入部門を選択し, その投入係数を用い推計した。

(3) 産出額

- ① 「法人企業間接費調査」により業種を選別し, 産出部門の大枠を決定した。
- ② ①の業種別の労働者数(資料2) × 労働者1人1カ月平均教育訓練費(資料1) × 12カ月 = 教育訓練費総額
- ③ ② × 自社実施教育訓練費の割合(資料3) = 各部門の産出額

社会教育(国公立) (8212-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち, 国・地方公共団体が設置する社会教育施設で, 学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり, 主として一般公衆に対して行う講座の開設, 集会

の開催, 生活の科学化の指導等とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方教育費の調査	49,50	文部省	
2	社会教育調査	50	"	
3	文部省業務資料(社会教育局)		"	
4	国会図書館業務資料	50	国会図書館	
5	決算	49,50	大蔵省	
6	財政金融統計月報(行政財産統計)	No. 298	"	
7	科学技術研究調査	51	総理府統計局	50年度
8	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
9	法人企業投資実績調査		"	

3. 推計方法

(1) 生産額

- ① 国立施設(国会図書館, 博物館, 美術館, 青年の家, 少年自然の家): 50年度経常経費 = 施設の歳出決算額 - 施設整備費
- ② 公立施設(「社会教育調査」の範囲の施設): 50年度消費的支出
- ③ 資本減耗引当 = 国・公立施設建物延面積 × 評価額(58,726円/m<sup>2</sup>) × 減価償却率(0.0560)

$$\text{④ 年度・暦年転換率} = \left[ \frac{49 \text{ 年度消費的支出 (国・公立施設)}}{50 \text{ 年度 同上 (同上)}} \times 0.25 \right] + 0.75 = 0.9599$$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7

(2) 投入額

- ① 生産額を「決算」, 「地方教育費の調査」により, 人件費・旅費, その他の消費的支出及び資本減耗引当の大枠に分割する。
- ② ①を「地方公共団体財政支出内容調査(社会教育費)」及び「学校教育(国公立)」の投入係数を用いて細分

割し推計した。

(3) 産出額

- ① 国立施設：50年度入場料収入
  - ② 公立施設：50年度入場料収入
  - ③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）
- 家計消費支出 = (①+②) × ③
- 中央政府消費支出 = 国立施設の生産額 - (①×③)
- 地方政府消費支出 = 公立施設の生産額 - (②×③)

資料：1, 5

社会教育（非営利）（8212-12）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開催、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会教育調査	50	文部省	
2	地方教育費の調査	49,50	"	
3	文部省業務資料（社会教育局）	50	"	50年12月1日
4	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	
5	非営利団体・娯楽業等実態調査	49	"	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 私立施設（「社会教育調査」の範囲の施設）

① 50年度経常経費（人件費を除く）= 49年度経

$$\text{常経費（人件費を除く）} \times \left[ \frac{\text{公立施設の1施設当たり人件費を除く消費的支出（50年度）}}{\text{同（49年度）}} \right]$$

② 50年度人件費 = 公立施設の職員1人当たり給与費（年額）× 私立施設の専任職員数

③ 資本減耗引当 =  $\left[ \frac{\text{国・公立施設の資本減耗引当}}{\text{同上の消費的支出}} \right] \times$

(①+②)

経費 = ①+②+③

(ii) 社会通信教育（文部省認定団体分）：50年度経費（入学金・受講料収入）=（入学金+受講料）×50年度入学者数

(iii) 年度・暦年転換率 = 0.9599（「社会教育（国公立）」の④に同じ）

生産額 = [(i)+(ii)] × (iii)

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

生産額を「サービス業投入実態調査（社会教育）」、「非営利団体娯楽業等実態調査」及び「学校教育（私立）」の投入係数を用いて分割し推計した。

(3) 産出額

- ① 私立施設：50年度入場料収入
- ② 社会通信教育（文部省認定団体分）：50年度受講料，入学金
- ③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出 = (①+②) × ③

対家計民間非営利団体消費支出 = 生産額 - [(①+②) × ③]

資料：3, 5

その他の教育訓練機関（国公立）（8212-21）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」，9192「職業訓練施設」の活動のうち、国・地方公立団体が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算	49,50	大蔵省	
2	事業所統計調査	50	総理府統計局	
3	労働省業務資料（職業訓練局）	50	労働省	
4	行政機関組織図	50	人事院	50年7月1日
5	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 国立施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 50年度経常経費＝国立施設（サンプル）の職員  
1人当たり経常経費×事業所統計調査による「その他教育施設（国立）」の従業員数

$$\text{② 資本減耗引当} = \left\{ \frac{\text{国立学校(計)の資本減耗引当}}{\text{同上の経常経費}} \right\}$$

×①

$$\text{経費} = \text{①} + \text{②}$$

(ii) 公立施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 50年度経常経費＝公立施設（サンプル）の職員  
1人当たり経常経費×事業所統計調査による「その他教育施設（公立）」の従業員数

$$\text{② 資本減耗引当} = \left\{ \frac{\text{公立学校(計)の資本減耗引当}}{\text{同上の経常経費}} \right\}$$

×①

$$\text{経費} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{(iii) 年度・暦年転換率} = \left\{ \frac{\text{49年度国立施設の経常経費}}{\text{50年度 同上}} \right. \\ \left. \times 0.25 \right\} + 0.75 = 0.9742$$

$$\text{生産額} = \text{[(i) + (ii)]} \times \text{(iii)}$$

資料：1, 2, 3, 4

(2) 投入額

生産額を「地方公共団体財政支出内容調査（その他の教育訓練関係費）」及び「学校教育（国公立）」の投入係数を用いて分割し推計した。

(3) 産出額

① 国立施設：50年度授業料，入学検定料

（公立施設：授業料等徴収せず）

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{家計消費支出} = \text{①} \times \text{②}$$

$$\text{中央政府消費支出} = \text{国立施設の生産額} - (\text{①} \times \text{②})$$

$$\text{地方政府消費支出} = \text{公立施設の生産額}$$

資料：1

その他の教育訓練機関（産業）（8212-22）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」，9192「職業訓練施設」の活動のうち，法人・団体及び個人が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設で，学校教育等に類する教育を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査	50	総理府統計局	

番号	資料名	年次	出所	備考
2	雇用促進事業団業務資料	50	雇用促進事業団	
3	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	
4	法人企業間接費調査	50	〃	

3. 推計方法

(1) 生産額

民営施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 50年度売上高＝サービス業投入実態調査による従業員1人当たり売上げ高×事業所統計調査による「その他教育施設（民営）」の従業員数

② 年度・暦年転換率＝0.9742（「その他の教育訓練機関（国公立）」の(3)に同じ）

$$\text{生産額} = \text{①} \times \text{②}$$

資料：1, 2

(2) 投入額

生産額を「サービス業投入実態調査（職業訓練施設）」及び「学校教育（私立）」の投入係数を用いて分割し推計した。

(3) 産出額

① 民営施設：昭和50年度における企業からの受託教育訓練費

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{内生部門} = \text{①} \times \text{②}$$

$$\text{家計消費支出} = \text{生産額} - (\text{①} \times \text{②})$$

資料：4

自然科学研究機関（国公立）（8213-11）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち，国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験，研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査	50, 51	総理府統計局	49, 50年度
2	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
3	産業連関表	45	行政管理庁	



3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 国営研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 50年度研究費 = 内部使用研究費 - 有形固定資産購入費

② 資本減耗引当 =  $\left[ \frac{\text{自然科学・学校研究機関（国立）}}{\text{同上}} \right] \times \text{①}$   
 の資本減耗引当  
 の経常経費

経費 = ① + ②

(ii) 公営研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 50年度研究費 = 内部使用研究費 - 有形固定資産購入費

② 資本減耗引当 =  $\left[ \frac{\text{自然科学・学校研究機関（公立）}}{\text{同上}} \right] \times \text{①}$   
 の資本減耗引当  
 の経常経費

経費 = ① + ②

(iii) 年度・暦年転換率 =  $\left[ \frac{49年度研究費（自然科学・人文科学，国営）}{50年度 同上（同上）} \right] \times 0.25 + 0.75 = 0.9735$

生産額 = [(i) + (ii)] × (iii)

資料：1

(2) 投入額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

人文科学研究機関（国公立）（8213-12）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
2	地方公共団体財政支出内容調査	50	経済企画庁	
3	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学研究機関（国公立）」と同じである。ただし、資本減耗引当は「人文科学・学校研究機関」について算定した。

(2) 投入額

「人文科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

自然科学研究機関（産業）（8213-21）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
2	決算	50	大蔵省	
3	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	
4	法人企業間接費調査	50	"	
5	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

民営研究機関、特殊法人研究機関（事業団を除く）、会社組織研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 50年度研究費 = 内部使用研究費 - 有形固定資産購入費

② 資本減耗引当 =  $\left[ \frac{\text{科学技術研究調査による「会社等」}}{\text{同上}} \right] \times \text{①}$   
 の有形固定資産減価償却費  
 の研究費（社内使用研究費 - 有形固定資産購入費）

① = 0.1038 × ①

③ 経常補助金 = 研究機関への国庫補助金額

④ 営業利益高 = 「0」とみなす。

⑤ 年度・暦年転換率 =  $\left[ \frac{49年度研究費（自然科学・人文科学）}{50年度 同上（同上）} \right] \times 0.25 + 0.75 = 0.9648$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④}) \times 5$$

資料：1, 2

(2) 投入額

- ① 生産額を「科学技術研究調査」により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。
- ② ①を「サービス業投入実態調査（自然科学研究所）」、「自然科学・学校研究機関（私立）」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

- ① 民営研究機関・特殊法人研究機関：昭和50年度における外国からの受入研究費（内部使用分）

- ② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{内生部門} = \text{生産額} - (\text{①} \times \text{②})$$

$$\text{輸出（特殊貿易）} = \text{①} \times \text{②}$$

資料：1, 4, 5

人文科学研究機関（産業）（8213-22）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度
2	決算	50	大蔵省	
3	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	
4	産業連関表	45	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学研究機関（産業）」と同じである。

(2) 投入額

- ① 生産額を「科学技術研究調査」により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。
- ② ①を「サービス業投入実態調査（人文科学研究所）」、「人文科学・学校研究機関（私立）」及び「昭和45年産業連関表」の投入係数を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

「自然科学研究機関（産業）」と同じである。

自家研究（8214-00P）

1. 概念・定義及び範囲

企業が、製品の開発、改良等を図るために行う社内研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査	50,51	総理府統計局	49,50年度

3. 推計方法

(1) 生産額

- ① 50年度社内使用研究費＝原材料費＋その他の経費

$$\text{② 年度・暦年転換率} = \left\{ \frac{49\text{年度研究費（原材料費} + \text{その他の経費）}}{50\text{年度 同上（同）}} \times 0.25 \right\} + 0.75 = 0.9911$$

$$\text{生産額} = \text{①} \times \text{②}$$

(2) 投入額

「自然科学研究機関（産業）」の投入係数を参考として推計した。

(3) 産出額

生産額を「科学技術研究調査」により製品分野別社内使用研究費の投入係数を用いて分割し推計した。

## 第9節 経済企画庁担当部門

### 時計修理 (3930-90)

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 主として時計（電気時計を含む）の修理を行う事業所をいい、日本標準産業分類の細分類8391「時計修理業」の範囲とする。ただし、時計小売修理業は細分類4995「時計・眼鏡・光学機械小売業」に含み「小売」の範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	産業連関表	45	行政管理庁	投入額、産出額

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

事業所統計調査報告「サービス業編」より売上階層別事業所数の中位数をとり推計したが、産業分類が3桁になっているので、按分した。

##### (2) 投入額

投入に関する資料が全く無いので、昭和45年産業連関表により推計した。

##### (3) 産出額

産出に関する資料が全く無いので、昭和45年産業連関表により推計した。

##### (4) 推計上の問題点

① 現在の業態では、時計修理だけの独立した事業所はほとんど皆無で、時計小売業が修理業を兼ねているのが実情であると思われ、時計修理部門を抜き出すのは無理である。

② 本部門の基礎資料である「事業所統計調査報告」では、時計修理は他の修理部門と一本になっているので、「各種修理」に一括するか、廃止する方が望ましい。

### 各種修理業 (8509-80)

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 主として最終需要向けのもので、家具修理、自転車修理、履物修理などの修理活動並びにかじ業、表具業等の活動をいい、日本標準産業分類の小分類832「家具修理業」、小分類833「かじ業」、小分類834「表具業」、細分類8392「自転車修理業」、細分類8393「履物修理業」、細分類8399「他に分類されないその他の修

理業」の範囲である。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

事業所統計調査報告「サービス業編」より、売上階層別事業所数から中位数をとり推計したが、産業分類が3桁になっているので、按分をした。

##### (2) 投入額

「法人企業間接費調査報告」より推計した。

##### (3) 産出額

産出に関する資料がないので、投入側の数値により推計した。

##### (4) 推計上の問題点

① 本部門も含めて修理部門に対する資料が皆無なので、できれば修理部門を廃止するのが望ましい。

### 下水道 (5200-20)

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う生産活動は、汚水、雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は廃棄物処理（520030）に含まれる。

日本標準産業分類の小分類723「下水道」の範囲である。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和50年度地方財政統計年報	50年度	自治省	生産額
2	産業連関表作成のための昭和50年度地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	投入額
3	昭和45年産業連関表作成報告	45年	行政管理庁	"

番号	資料名	年次	出 所	備 考
4	昭和40年産業連関表作成報告	40年	行政管理庁	産出額
5	地方財政の状況	50年度	自治省	生産額, 投入額
6	法人企業間接費調査報告	"	経済企画庁	産出額

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

本部門については政府部門（地方政府）における非公務扱いとし、経費総額をもって生産額とする。（ただし、受託工事に係る経費を除く）

資料1の損益計算書から受託工事費以外の営業経費を求めて生産額とした。

#### (2) 投入額

資料2より公共下水道事業の経費内訳の細目を取り、資料3を参考にしながら産業連関表部門分類に格付けした。

#### (3) 産出額

産業各部門及び家計に配分し、残りを地方政府消費支出とした。産業各部門への配分については、資料6の光熱費の比率を用いた。

### 不動産仲介業（6401-00）

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 不動産の売買、賃借又は交換の代理もしくは仲介を行い、手数料を受ける活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類594「不動産代理・仲介業」及び小分類593「建売業、土地売買業」、小分類599「その他の不動産業」のうち、不動産取引の代理、仲介を行う活動とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	国税庁統計年報書	50年	国 税 庁	生産額
2	事業所統計調査報告	"	総理府統計局	"
3	法人企業統計年報	"	大 蔵 省	"
4	法人企業間接費調査報告	"	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

生産額の推計に当たっては、まず、推計資料の不足から、直接推計できないので、間接的な方法により、推計した。

① 法人分については、「国税庁統計年報書」より、不動産業1企業当たりの所得を求め、次いで、「事業所統計調査報告」の不動産仲介業の企業数を乗じて不動産仲介業の所得を求めた。更に、「法人企業統計年報」より不動産業の所得率を求め、これを用いて不動産仲介業の生産額を推計した。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= 1 \text{ 企業当たりの所得} \times \text{企業数} \div \text{所得率} \\ &= 523,626 \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

なお、建売業、土地売買業は1/2を本部門と仮定した。

② 個人分は、「国税庁統計年報書」から1個人業者当たりの所得を、「事業所統計調査報告」から個人業者数を求め、更に当庁推計の所得率（=70%）を用いて、上記①、法人分と同様の方式で求めた。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= 1 \text{ 個人業者当たりの所得} \times \text{企業数} \div \text{所得率} \\ &= 43,456 \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

よって①と②より、生産額は、

$$\begin{aligned} &523,626 \text{ (百万円)} + 43,456 \text{ (百万円)} \\ &= 567,082 \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

#### (2) 投入額

適当な資料がないため、「法人企業間接費調査報告」の不動産部門及び昭和45年産業連関表を参考にして推計した。

#### (3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」及び投入側の数値により推計した。

### 住宅賃貸料（6402-00）

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の賃貸賃料に相当する。すなわち、持家、借家の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持家、給与住宅及び各種公営住宅は帰属家賃も含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民所得統計年報	50年	経済企画庁	生産額
2	昭和45年産業連関表	45年	行政管理庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

生産額推計は、国民所得統計推計資料の住宅賃貸料によった。

国民所得統計年報による昭和50年の住宅賃貸料  
1 1,265,424 (百万円)

(2) 投入額

投入に関する資料が全くないので、昭和45年産業連関表を参考にして推計した。

(3) 産出額

定義上、全額「家計消費支出」部門に配分した。

不動産賃貸料 (6403-00)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 各産業が投入した不動産賃貸料によって把握される不動産賃貸業部分と、各産業が投入した自己所有建物の維持経費によって把握される仮設部分とから成る。日本標準産業分類の小分類591「不動産賃貸業」のうち、土地賃貸業を除く活動である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民所得統計資料	50年	経済企画庁	生産額
2	法人企業間接費調査報告	"	"	投入額, 産出額
3	産業連関表	45年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1における不動産賃貸料の生産額から、分類不明分の不突合分を差引き生産額とし、更に産業扱いの建設補修分は建設省の推計分を合計した。

国民所得統計による  
不動産賃貸料 2,601,570 (百万円)

昭和50年産業連関表  
の本部門の分類不明分 -) 146,226

差額 2,455,344

産業扱いの建設補修分 +) 1,749,857

生産額 4,205,201 (百万円)

(2) 投入額

投入に関する資料が全くないので、「法人企業間接費調査報告」を参考に推計した。

(3) 産出額

産出は投入側の数値により推計した。なお、産業扱いの建設補修分には建設省の推計値によった。

公 務 (中央) (8101-00)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 中央政府の一般会計及び特別会計ならびに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付される各部門を除いたもので、概ね日本標準産業分類の小分類971「国家事務」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和50年度歳入決算明細書	50年度	大蔵省	生産額, 投入額
2	昭和50年度各省各庁歳出決算報告書	"	"	"
3	昭和50年度特別会計決算参照書	"	"	"
4	昭和50年度政府関係機関決算書	"	"	"
5	補助金便覧	"	"	投入額
6	国民所得統計	"	経済企画庁	生産額
7	昭和50年度一般会計歳出予算明細書	"	"	投入額
8	昭和50年産業連関表作成に関する基礎資料	"	防衛庁	"
9	昭和50年度において購入した物資及びサービスの内訳	"	経済企画庁	"
10	産業連関表作成のための昭和50年度地方公共団体財政支出内容調査	"	"	"
10	昭和45年産業連関表作成報告	45年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1~4から中間消費額, 家計外消費, 雇用者所得,

間接税を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。ただし営業余剰はゼロである。

1. 中央（公務）の中間消費額の推計にあたっては、SNA 50年度推計用マスター・テープから同項に該当する性質コードを抜き出し、それを所轄省庁別に集計し、そこから「非公務」に該当するものを除いて算出するという方式を採用した。
2. 1により作成されたものから防衛庁等別途詳細な調査を行っているものを除き、2段階の分割を行い品目別に振り分ける。
3. 1次分割では分割パターンとして「産業連関表作成のための昭和50年度地方公共団体財政支出内容調査」の都道府県支出パターンを用い、所轄省庁ごとに指定されたパターンで61支出項目に分割し、これを集計する。
4. 3で作成された61項目別支出額について各項目ごとに対応するI/O品目へと再分割する。この分割は対応するI/O品目の45年支出パターンによるものとする。
5. 別途調査等により品目別額を推計したものの追加や新品目等の調整を行う。
6. 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格表に転換する。

(2) 投入額

資料1～6により会計別に仕分けし、それぞれの部門に格付けするとともに残余は資料7～10により内訳を推計した。

(3) 産出額

商品・非商品の販売額を家計へ産出し、生産額からこれら販売額を差引いた額を中央政府の自己消費分として中央政府消費支出に産出した。

公 務（地方）（8102-00）

1. 概念・定義及び範囲

- (1) 普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたもので、概ね日本標準産業分類の小分類981「地方事務」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	昭和50年度地方財政統計年報	50年度	自治省	生産額，投入額
2	地方財政の状況	"	"	投入額
3	昭和50年度都道府県決算状況調	"	"	"
4	補助金便覧	"	大蔵省	"
5	国民所得統計	"	経済企画庁	"
6	昭和50年度一般会計歳出予算明細書	"	"	"
7	産業連関表作成のための昭和50年度地方公共団体財政支出内容調査	"	"	"
8	昭和45年産業連関表作成報告	45年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1～3から中間消費額、家計外消費、雇用者所得を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。ただし営業余剰はゼロである。

1. 地方（公務）の中間消費額の推計にあたっては、「産業連関表作成のための昭和50年度地方公共団体財政支出内容調査」の都道府県、市町村の支出額を61項目について集計し、「非公務」に格付けされる各部門に該当するものを除いて算出する方式を採用した。
2. 1で作成された61項目別支出額について各項目ごとに対応するI/O品目へと分割する。この分割は対応するI/O品目の45年支出パターンによるものとする。
3. 別途調査等により品目別額を推計したものの追加や新品目等の調整を行う。
4. 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格表に転換する。

(2) 投入額

資料1～5により会計別に仕分けし、それぞれの部門に格付けするとともに残余は資料6～8により内訳を推計した。

(3) 産出額

商品・非商品の販売額を家計へ産出し、生産額からこれら販売額を差引いた額を地方政府の自己消費分として地方政府消費支出に産出した。

対企業民間非営利団体 (8290-20)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 対企業を本旨とする民間非営利団体のうち、日本標準産業分類の中分類84「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	非営利団体、娯楽業等実態調査	50年	経済企画庁	生産額、投入額
2	法人企業間接費調査報告	"	"	投入額、産出額
3	総合農協統計表	"	農林水産省	生産額
4	水産業協同組合統計表	"	"	"
5	事業所統計調査報告	"	総理府統計局	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

原則として資料1の経費総額と、資料3、4の農協、水産業協の経費総額から、購売、販売、農・漁業サービス、金融等を除いた管理部門の経費総額を生産額とした。

(2) 投入額

資料1の該当部門の数値を各投入項目ごとに集計した。なお、資料3、4からは資料1ほどの投入項目が得られなかったため、資料1の投入比率を代表させた。

(3) 産出額

当部門は、内生部門に配分することとしたが、配分額は不明な点が多かったため、資料2により大枠を配分し、細分は各部門担当者が推計した。

(4) 推計上の問題点

① 本部門は、「農協」、「漁協」が行っている各種の部門と管理部門(当該部門分)の分離が困難であるため、疑問が残った。

なお、年度、暦年転換は「国民所得統計」の転換率(0.976)によった。

対家計民間非営利団体 (8290-30)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 対家計を本旨とする民間非営利団体のうち、日本標準

産業分類の中分類90「宗教」、小分類942「労働団体」、小分類943「学術・文化団体」、小分類944「政治団体」、小分類949「他に分類されない非営利的団体の」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	非営利団体、娯楽業等実態調査	50年	経済企画庁	生産額、投入額
2	政党、その他協会の団体の収支に関する報告書	"	自治省	"
3	事業所統計調査報告	"	総理府統計局	"

3. 推計方法

(1) 生産額

原則として資料1の経費総額と、資料2の政治団体に関する経費総額を求め生産額とした。

(2) 投入額

資料1の該当部門の数値を各投入項目ごとに集計した。また、資料2より求めた自由民主、社会、民社、公明、共産5政党の各投入項目を投入とした。

広告 (8300-10)

1. 概念・定義及び範囲

(1) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌及びチラシ等の各種の媒体によって顧客のためにする広告サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類854「広告業」の範囲とするが、広告に媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、雑誌等)の広告活動や外国の産業が日本国内の媒体によって行った宣伝広告費も含まれる。

なお、各産業部門の自社広告活動も含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本の広告費	50年	株式会社電通	生産額
2	法人企業間接費調査報告	"	経済企画庁	投入額
3	サービス業投入実態調査	"	"	"
4	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額、産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

① 資料1により、広告代理業の取扱高を営業広告の生

産額とした。ただし、輸出広告を除いた。(昭和45年産業連関表では輸出広告を生産額に含めた。)

営業広告の生産額 (媒体別広告費の内訳)

新聞	409,200 (百万円)
雑誌	67,000
ラジオ	60,200
テレビ	420,800
D.M	52,500
屋外, その他	202,400

計 1,212,100.....生産額

② 資料2の全産業における広告宣伝費に占める自家広告費 (企業自らの広告宣伝費) の割合を用い、自家広告費を次式により求めた。

$$1,212,100 \text{ (百万円)} \times \frac{0.000925}{0.003538} = 316,900.1 \text{ (百万円)}$$

③ したがって、広告費の生産額は

$$1,212,100 \text{ (百万円)} + 316,900 \text{ (百万円)} = 1,529,000 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」及び「昭和45年産業連関表」を参考に推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査」及び「昭和45年産業連関表」を参考に配分した。

(4) 推計上の問題点

① 当初昭和50年産業連関表では、自社広告部門を仮設部門として独立 (新設) させていたが、自社広告部門の推計が困難なため、45年表と同じ扱いにして本部門に含めた。

② 産出の配分は「日本の広告費」の業種別広告費を利用した方がよいが、本資料の産業分類が大まかなため、「法人企業間接費調査」によった。しかし、この方にも問題が多い。

## 調査・データ処理・計算サービス (8300-20)

1. 概念・定義及び範囲

(1) ① 市場調査、世論調査などの調査サービス、② 電子計算機のプログラミングに関するソフトウェア開発などのサービス、③ 電子計算機による計算サービス、その他の計算サービス、タブレットサービスなどを料金又は契約ベースで提供する活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類851「情報サービス業」の範囲とする。

市場調査、世論調査サービスのうち、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	生産額, 投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査報告 (昭和50年) より従業者数ととり、同調査報告書 (44年) サービス業編より従業者1人当たり給与額を推計し、毎月勤労統計より「産業別賃金指数」の伸び率 (50年/44年) サービス業投入実態調査より人件費率を求め、推計した。

調査、データ処理、計算サービス業年間1人当たり給与 (事業所統計44年より)

$$77,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 0.924 \text{ (百万円)}$$

50年1人当たり年間給与

$$0.924 \text{ (百万円)} \times 2.444 \text{ (賃金指数の伸び率)} \times 1.232 = 2.782171$$

(ただし、1.232は45年を100とした場合の45/44の伸び率である。)

よって生産額は、

$$2.782171 \text{ (百万円)} \times 74,235 \text{ (従業者)} \div 0.43033 = 479,944 \times (1-0.271) = 349,943 \text{ (百万円)}$$

(ただし、0.271は分類不明分の削除比率である。)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」より推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」より大枠で配分をし、細分は各部門の担当者が配分をした。

## 情報提供サービス (8300-30)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス、及び新聞、定期刊行物、放送など、報道の媒体にニュースの提供又はニュース報告に関するサービスを提供する



活動で、日本標準産業分類の小分類852「ニュース供給業」、小分類853「興信所」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	生産額, 投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査報告(昭和50年)より従業者数, また同調査報告(44年)サービス業編より従業者1人当たりの給与額を, 毎月勤労統計より「産業別賃金指数」の伸び率(50年/44年)を, サービス業投入実態調査より人件費率を求め推計した。

興信所年間1人当たり給与(事業所統計44年より)

$$70,000円 \times 12か月 = 0.840 \text{ (百万円)}$$

ニュース供給業年間1人当たり給与(同上)

$$129,000円 \times 12か月 = 1.548 \text{ (百万円)}$$

50年1人当たり年間給与

興信所

$$0.84 \text{ (百万円)} \times 2.444 \text{ (賃金指数の伸び率)} \\ \times 1.232 = 2.529247 \text{ (百万円)}$$

ニュース供給業

$$1.548 \text{ (百万円)} \times 2.444 \text{ (賃金指数の伸び率)} \\ \times 1.232 = 4.661040 \text{ (百万円)}$$

よって生産額は

興信所

$$2.529247 \text{ (百万円)} \times 10,477 \text{ (従業者)} \\ \div 0.493 = 53,750 \text{ (百万円)}$$

ニュース供給業

$$4.661040 \text{ (百万円)} \times 13,560 \text{ (従業者)} \\ \div 0.381 = 165,889 \text{ (百万円)}$$

$$(53,750 \text{ (百万円)} + 165,889 \text{ (百万円)})$$

$$\times (1 - 0.095) = 198,782 \text{ (百万円)}$$

(ただし, 0.095は分類不明分の削除比率である。)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」より推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」より大枠の配分をし, 細分は各部門の担当者が行った。

建物サービス (8300-40)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 建物の清掃, 保守, 機器の運転, その他の維持管理サービスとし, 日本標準産業分類の小分類863「建物サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	生産額, 投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	産出額
4	産業連関表	45	行政管理庁	生産額, 投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査報告(昭和50年)より, 従業者数, また同調査報告(44年)サービス業編より従業者1人当たり給与額を, 毎月勤労統計より「産業別賃金指数」の伸び率(50年/44年)を, サービス業投入実態調査報告より人件費率を求め推計した。

建物サービス業年間1人当たり給与(事業所統計44年より)

$$46,000円 \times 12か月 = 0.552 \text{ (百万円)}$$

50年1人当たり年間給与

$$0.552 \text{ (百万円)} \times 2.444 \text{ (賃金指数の伸び率)} \\ \times 1.232 = 1,662,076円$$

(ただし, 1,232は45年を100とした場合の45/44の伸び率である。)

よって生産額は

$$162,834 \text{ (従業者数)} \times 1,662,076 \text{ (百万円)} \\ \div 0.585 \text{ (賃金率)} = 462,636.7 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」, 「法人企業間接費調査報告」, 「昭和45年産業連関表」を参考に推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」で大枠の配分をして, 細分は各部門担当者が推計した。

(4) 推計上の問題点

① 「建物サービス」の年間1人当たり給与額の資料が全くないので, 「サービス業投入実態調査」により求めたが, 新資料の作成が望まれる。

法務・財務・会計サービス (8300-50)

1. 概念・定義及び範囲

(1) ① 弁護士, 弁理士, 公証人, 司法書士などの法務に関する専門的サービス, ② 公認会計士, 税理士, 計理士などの会計, 会計監査, 簿記に関する専門的サービスとし, 日本標準産業分類の小分類871「法律事務所, 特許事務所」, 小分類872「公証人役場, 司法書士事務所」, 小分類873「公認会計士事務所, 税理士事務所」の範囲とする。

ただし, 「計理士事務所」は8799「他に分類されない専門サービス業」に含み, 「その他の対事業所サービス」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	国税庁統計年報	"	国 税 庁	"
3	法人企業間接費調査報告	"	経済企画庁	産出額
4	産業連関表	45	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

国税庁統計年報より, 昭和50年度の弁護士, 税理士等の給与額をとり, それに無税分の報酬, 料金を1割と仮定し, 事業所統計調査報告の従業者数を乗じて求めた。

$$167,957 \text{ (人)} \times 3.504 \text{ (百万円)} \times 1.1 = 647,373.4 \text{ (百万円)}$$

よって, 生産額は647,373 (百万円)

(2) 投入額

投入データが全くないので, 相手方の産出及び昭和45年産業連関表の投入を参考に推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」より各産業に大枠の配分をし, 細分は各産業の担当者が行った。

(4) 推計上の問題点

① 昭和45年産業連関表と同様, 本部門に関する投入データが全くないので, 今後, 資料入手を考慮しない限り信頼し得る推計は望めない。

土木・建築サービス (8300-60)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 設計監督, 建築設計, 測量などの土木建築に関する民

間の専門的サービスで, 日本標準産業分類の小分類874「土木建築サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	生産額, 投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査報告(昭和50年)より従業者数, また同調査報告(44年)サービス業編より従業者1人当たり給与額を, 毎月勤労統計より「産業別賃金指数」の伸び率(50年/44年)を, サービス業投入実態調査報告より人件費率を求め推計した。

土木建築サービス業年間1人当たり給与(事業所統計44年より)

$$64,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 0.767 \text{ (百万円)}$$

50年1人当たり年間給与

$$0.767 \text{ (百万円)} \times 2.444 \text{ (賃金指数の伸び率)} \times 1.232 = 2.30944 \text{ (百万円)}$$

(ただし, 1.232は45年を100とした場合の45/44の伸び率である。)

よって生産額は,

$$2.30944 \text{ (百万円)} \times 183,580 \text{ (従業者数)} \div 0.372075 \text{ (賃金率)} = 1,139,466 \times (1 - 0.299) = 798,766 \text{ (百万円)}$$

(ただし, 0.299は分類不明分の削除比率である。)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」及び「法人企業間接費調査報告」を参考に推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」で大枠の配分をし, 細分は各部門の担当者が行った。

その他の対事業所サービス (8300-90)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 他に分類されないで, 主として事業経営を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし, 原則として, 日本標準産業分類の小分類741「各種物品賃貸業」, 小分類861「速記, 筆耕, 複写業」, 小分類862「商品検査業」, 小分類864「民営職業紹介業」, 小分類869

「他に分類されない事業サービス業」,小分類879「その他の専門的サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	生産額, 投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査報告(昭和50年)より従業者数, また同調査報告(44年)サービス業編より従業者1人当たり給与額を, 毎月勤労統計より「産業別賃金指数」の伸び率(50年/44年)を, サービス業投入実態調査報告より人件費率を求め推計した。

その他の対事業所サービス年間1人当たり給与(事業所統計44年より)

	円	か月	(百万円)
速記, 筆耕, 複写	47,000	× 12	= 0.564
商品検査	56,000	× 12	= 0.672
民営職業紹介	36,000	× 12	= 0.432
他に分類されないサービス	56,000	× 12	= 0.672
その他の専門的サービス	56,000	× 12	= 0.672

50年1人当たり年間給与

	(百万円)	(賃金指数の伸び率)	(百万円)
速記, 筆耕, 複写	0.564	× 2.444 × 1.232	= 1.698209
商品検査	0.672	× 2.444 × 1.232	= 2.023397
民営職業紹介	0.432	× 2.444 × 1.232	= 1.300755
他に分類されないサービス	0.672	× 2.444 × 1.232	= 2.023397
その他の専門的サービス	0.672	× 2.444 × 1.232	= 2.023397

(ただし, 1.232は45年を100とした場合の45/44の伸び率である。)

よって, 生産額は,

$$\text{速記, 筆耕, 複写 } 28,808 \times 1.698209 \div 0.365839 = 133,726$$

$$\text{商品検査 } 17,152 \times 2.023397 \div 0.365839 = 94,865$$

$$\text{民営職業紹介 } 8,251 \times 1.300755 \div 0.365839 = 29,337$$

$$\text{他に分類されないサービス } 156,821 \times 2.023397 \div 0.365839 = 867,352$$

$$\text{その他の専門的サービス } 90,408 \times 2.023397 \div 0.365839 = 500,032$$

$$(133,726 + 94,865 + 29,337 + 867,352 + 500,032) \times (1 - 0.276) = 1,176,415$$

(ただし, 0.276は分類不明の削除比率である。)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」及び「法人企業間接費調査報告」を参考に推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」で大枠の配分をし, 細分は各部門の担当者が行った。

(4) 推計上の問題点

① 本部門には各種の部門が含まれており, それらに対する推計資料がほとんど皆無である。また, 「サービス業投入実態調査」の「その他の対事業所サービス」部門のサンプル数が少なく, 推計の利用に十分とはいえない。

② 本部門は, 産業連関表部門分類における「住宅賃貸料」, 「不動産賃貸料」, 「電子計算機同付属装置賃貸業」, 「事務用物品賃貸業」, 「貸自動車業」等, 所有者主義による賃貸業以外の使用者主義の賃貸業(例えば, 土木建築機械等の賃貸業)の付加価値部門が格付けされると定義されているが, これについても, 付加価値額の増大により, 投入のバランスが取れない問題がある。

電子計算機・同付属装置賃貸業 (8302-10)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 電子計算機・同付属装置を, 料金又は契約ベースで賃貸及び保守管理を行うサービスで, 日本標準産業分類の細分類7432「電子計算機・同付属装置賃貸業」の範囲とする。

ただし, 電子計算機・同付属装置の製造業者が行う賃貸サービスを含まない。

また, 電子計算機による計算サービスを行う業者が, 自己保有の電子計算機を一時的にユーザーに開放する賃貸サービスは含まず, 「調査, データ処理, 計算サービス」部門に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	有価証券報告書	50	大蔵省	生産額
2	産業連関表	45	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

昭和45年産業連関表における生産額を「有価証券報告書」より、「日本電子計算機(株)」及び「日本ユニパック(株)」の賃貸料収入をとり、両社の伸びをウェイトとして推計した。

	日本電子計算機(株) (百万円)	日本ユニパック(株) (百万円)	計 (百万円)
45年	59,630	9,948	69,578
46	70,466	12,626	83,096
47	77,000	14,877	91,877
48	78,401	17,835	96,236
49	83,250	22,410	105,660
50	96,013	27,592	123,605

45年表の生産額 83,876 (百万円)

なお、「自家教育」、「自家研究」の仮設分は暫定的に膨らました。

$$83,876 \times 123,605 \div 69,578 = 149,005 \times (1 + 0.2084) = 180,053$$

(2) 投入額

投入に関する資料が全く無いので、相手方の産出及び昭和45年産業連関表を基に推計した。

(3) 産出額

産出に関するデータが全く無いので、投入側のデータ及び昭和45年産業連関表を基に推計した。なお、仮設部門の「自家教育」、「自家研究」における需要増により、生産額を膨らませざるをえなかった。

(4) 推計上の問題点

- ① 本部門と「事務用品賃貸業」は、基礎データとなる「事業所統計調査報告」の分類では一本となっているので、本部門と「事務用品賃貸業」は一部門にした方が良いと思われる。
- ② 仮設部門である「自家教育」、「自家研究」部門の扱いは、できれば廃止した方が良いと思われる。

事務用物品賃貸業 (8302-20)

1. 概念・定義及び範囲

- (1) 事務用機械の賃貸サービスとし、原則として、日本標

準産業分類の細分類7431「事務用機械器具賃貸業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	生産額, 投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	生産額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査報告(昭和50年)より従業者数、また同調査報告(44年)サービス業編より従業者1人当たりの給与額を、毎月勤労統計より「産業別賃金指数」の伸び率(50年/44年)を、サービス業投入実態調査及び法人企業間接費調査報告より、人件費率を求め推計した。

賃貸業年間1人当たり給与(事業所統計44年より)

$$77,000 \text{円} \times 12 \text{か月} = 0.924 \text{ (百万円)}$$

50年1人当たり年間給与

$$0.924 \text{ (百万円)} \times 2.444 \text{ (賃金指数の伸び率)} \times 1.232 = 2.782171 \text{ (百万円)}$$

(ただし、1.232は45年を100とした場合の45/44の伸び率である。)

よって生産額は、

$$2.782171 \text{ (百万円)} \times 20,980 \text{人} \div 0.2067 = 282,390 \times (1 + 0.0708) = 302,390 \text{ (百万円)}$$

なお、本部門も「電子計算機同付属装置賃貸業」と同様に膨らました。

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」及び「法人企業間接費調査」を参考に推計した。

(3) 産出額

「法人企業間接費調査報告」より大枠を配分し、細分は各部門の担当者が行った。

(4) 推計上の問題点

- ① 本部門と「電子計算機・同付属装置賃貸業」は、推計基礎データとなる「事業所統計調査報告」では、一本となっているので、本部門と「電子計算機・同付属装置賃貸業」はまとめた方が良いと思われる。

映画制作・配給業 (8400-21)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 映画撮影, 映画制作 (テレビ, コマーシャルフィルムの制作を含む) 及び映画の配給サービス並びに映画用諸道具の賃貸, 映画出演者の口入れ, 映画フィルムの現像, タイトル書きなどの映画サービスとし, 原則として, 日本標準産業分類の小分類791「映画制作, 配給業」, 小分類793「映画サービス業」及び細分類7491「映画, 演劇用品賃貸業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	日本映画産業統計	50	映画製作者連盟	生産額
2	日本貿易月報	"	日本関税協会	"
3	有価証券報告書	"	大蔵省	"
4	サービス業投入実態調査	"	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

① まず, 映画の配給収入を資料1により求めた。

	邦面 (百万円)	洋面 (百万円)	計 (百万円)
50年	22,871	28,665	51,536

② 輸出収入は資料2より求めた。

49年度	3,046 (千ドル)
50年度	3,931 (千ドル)
なお, 為替レートは	49年度 292.64円
	50年度 299.04円

以上により, 1/4方式で暦年数値を求め

50年 1,104 (百万円)

③ テレビ収入は, 「有価証券報告書」より

50年 12,977 (百万円)

①+②+③より

51,536 + 1,104 + 12,977 = 65,617 (百万円)

なお, その他の映画関連収入は, 暫定的に

65,617 × (1 + 0.0609) で求め, 3,999.9 (百万円)

よって生産額は,

65,617 + 3,999.9 = 69,616.9により

69,617 (百万円)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」より推計した。

(3) 産出額

産出は投入側からの数値により配分した。

(4) 推計上の問題点

① 「映画サービス業」及び「映画, 演劇用品賃貸業」の両部門の推計は, 推計資料となる基礎データが全くないので, 暫定的な方法により推計したが, 新資料の開発が望まれる。

遊戯場 (8400-92)

1. 概念・定義及び範囲

(1) ダンスホール, ビリヤード場, パチンコホール, 囲碁将棋所など, 一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし, 日本標準産業分類の小分類807「遊戯場」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	有価証券報告書	"	大蔵省	投入額
3	サービス業投入実態調査	"	経済企画庁	"
4	法人企業間接費調査報告	"	"	"

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位数をとり推計した。

50年

一事業所当たり売上げ 3,204.7 (千円)

事業所数 30,447

売上高 975,735.0 (百万円)

よって, 遊戯場の生産額は 975,735 (百万円)

なお, 45年表では, 本部門に「ボウリング場」, 「ゴルフ練習所」, 「パッティング練習場」を含んでいたが, 50年表では「8400-93 その他の娯楽施設」部門に移った。

(2) 投入額

サービス業投入実態調査を用いて分割した。

(3) 産出額

家計消費支出と家計外消費支出に配分した。

その他の娯楽施設 (8400-93)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 遊園地, 競輪・競馬の競走場・競技団などの娯楽施設の提供, 経営を行う活動とし, 原則として, 日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場」, 小分類

804「競輪・競馬等の競技団」、小分類805「運動競技場」、小分類806「公園・遊園地」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	地方財政統計年報	"	自 治 省	"
3	地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	投入額
4	サービス業投入実態調査	"	"	"

3. 推計方法

(1) 生産額

① 競輪, 競馬, 自動車, モーターボート及びそれらの競技団の収益事業

資料2及び中央競馬会業務資料より, 中央及び地方収益事業のうち, 次の金額を生産額とした。

	中央収益事業 (百万円)	地方収益事業 (百万円)	計
入 場 料 ①	2,523	6,810	
馬, 車券売上金②	908,365	3,120,021	
払い戻し金③	675,024	2,322,038	
備考: 資料	中央-日本中央競馬 地方-地方財政		
①+②-③	235,864+804,793=		1,040,657 (百万円)

② 運動競技場

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位数をとり, 昭和50年を推計した。

	50年
一事業所当たり売上げ	89,353 (千円)
事業所数	7,346
売 上 高	656,387.1 (百万円)

③ 公園, 遊園地

運動競技場と同じく, 事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から, 中位数をとり昭和50年を推計した。

	50年
一事業所当たり売上げ	150,531 (千円)
事業所数	879
売 上 高	132,316.7 (百万円)

④ したがって, ①+②+③より生産額は

$$1,040,657 + 656,387 + 132,317 = 1,829,361 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

資料2より, 収益事業の経費内訳を用いて細分, 運動競技場, 公園・遊園地はサービス業投入実態調査を用いて細分した。

(3) 産出額

家計外消費支出と家計消費支出に配分した。

興行団 (8400-94)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 契約により出演又は自ら公演し, 演劇, 演芸, 音楽, 見世物及び興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし, 日本標準産業分類802「興行団」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	"	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位数をとり推計した。

	50年
一事業所当たり売上げ	80,049 (千円)
事業所数	866
売 上 高	69,322.4 (百万円)

よって, 興行団の生産額は69,322 (百万円)

(2) 投入額

サービス業投入実態調査により細分した。

(3) 産出額

産出側データの不足のため, 投入側からの数値により配分した。

その他の娯楽 (8400-99)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 芸妓, 置屋, 娯楽用品の賃貸など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品, 芸術作品の創作などを行う活動とし, 日本標準産業分類の小分類809「その他の娯楽業」, 小分類745「スポーツ, 娯楽用品賃貸業」, 小分類875「著述家, 芸術家業」の範囲とする。なお, 本部門には, 「宝くじ」を含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	個人企業経済調査	"	"	"
3	地方財政統計年報	"	自治省	"
4	サービス業投入実態調査	"	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

① スポーツ、娯楽用品賃貸業

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位層をとり推計した。

50年

一事業所当たり売上げ 7,502 (千円)

事業所数 626

売上高 4,696.3 (百万円)

② その他の娯楽業

①と同じく事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位層をとり昭和50年を推計した。

50年

一事業所当たり売上げ 9,606 (千円)

事業所数 8,194 (百万円) (百万円)

売上高  $78,712 \times 1.127 = 88,712$

③ 著述家、芸術家業

事業所統計調査より従業者数、また個人企業経済調査よりサービス業売上高の従業者規模別値のうち1人及び2人の平均値を求め暦年転換をして求めた。

49年度 50年度

一事業所当たり 2,147 (人) 2,186 (人)

従業者規模別売上平均 2,312 (千円) 2,924 (千円)

ただし、一事業所当りは暦年

$2,186 (人) \times [(2,312 \times 1/4) + (2,924 \times 3/4)] = 6,057.4$  (百万円)

④ 宝くじ事業

地方財政統計年報より49年度、50年度の数値をとり推計する。

49年度

50年度

歳入合計 11,541 (百万円) 15,616 (百万円)

開催費 26 29

11,515 15,587

$(11,515 \times 1/4) + (15,587 \times 3/4)$

$= 14,569.0$  (百万円)

よって、①+②+③+④より

$4,696 + 88,712 + 6,057 + 14,569$

$= 114,034$  (百万円)

(2) 投入額

投入はサービス業投入実態調査より推計し細分した。

(3) 産出額

昭和45年はほとんど家計消費支出と、家計外消費支出の部門に配分していたが、著述家分は著述家、芸術家業分の約8割分を出版部門に配分し、残りを家計消費支出と家計外消費支出部門に配分した。

写真業 (8509-60)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 主として肖像写真、広告、出版、その他の業務用写真、フィルム現像及びフィルム複写を行う事業所の活動で、日本標準産業分類の小分類781「写真業」の範囲とする。

広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動を含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	"	経済企画庁	投入額
3	法人企業間接費調査報告	"	"	"
4	産業連関表	45	行政管理庁	投入額、産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位数をとり推計した。

50年

一事業所当たり売上げ 1,618.5 (千円)

事業所数 1,842.9

売上高 2,982.733 (百万円)

よって、生産額は 2,982.73 (百万円)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」及び「法人企業間接費調査報告」により分割した。

(3) 産出額

家計消費支出へ全額計上した。

(4) 推計上の問題点

① 産出配分は、家計消費支出部門だけでなく内生部門(産業)にも計上すべきと思うが、データ不足のため家計のみとした。

葬儀業 (8509-70)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 主として死体埋葬準備、葬儀執行準備及び墓地の管理を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類784「葬儀、火葬業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	50	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	"	経済企画庁	投入額
3	産業連関表	45	行政管理庁	投入額、産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位数をとり推計した。

50年

一事業所当たり売上げ 27,110 (千円)

事業所数 3,772

売上高 102,258.9 (百万円)

よって、生産額は 102,259 (百万円)

(2) 投入額

「サービス業投入実態調査」により分割した。

(3) 産出額

家計消費支出へ全額計上した。

その他の対個人サービス (8509-90)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類054

「園芸サービス業」、細分類7499「他に分類されない

物品賃貸業」、中分類76「家事サービス業」、小分類782

「衣服裁縫修理業」、小分類783「物品預り業」、小分類

789「他に分類されない個人サービス業」、小分類876

「個人教授所」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	44,50	総理府統計局	生産額
2	個人企業経済調査	50	"	"
3	国勢調査	"	"	"
4	毎月勤労統計特別調査	"	労働省	"
5	法人企業間接費調査報告	"	経済企画庁	投入額
6	産業連関表	45	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

事業所統計調査「サービス業編」の売上階層別事業所数から中位数をとり推計した。

① その他の物品賃貸業

映画、演劇用品賃貸業を含むが、分離不能のためそのまま採用した。

50年

一事業所当たり売上げ 21,536 (千円)

事業所数 6,079

売上高 130,917.3 (百万円)

② 物品預り業

一事業所当たり売上げ 1,294 (千円)

事業所数 4,308

売上高 5,574.5 (百万円)

③ 衣服、裁縫、修理業

一事業所当たり売上げ 2,178 (千円)

事業所数 17,587

売上高 38,304.4 (百万円)

④ 他に分類されない個人サービス業

一事業所当たり売上げ 9,339 (千円)

事業所数 18,690

売上高 174,545.9 (百万円)

⑤ 個人教授所

「事業所統計調査報告」より事業所数に、「個人企業経済調査」からサービス業の平均企業当たりの売上げを乗じたものを生産額とする。また、毎月勤労統計より「産業別雇用指数」のサービス業により1企業当たり従業員数を求める。



1 事業所当たり売上高	1 人	2 人	平均 (千円)
49 年度	1,563	3,061	2,312
50 年度	2,137	3,710	2,924

これを暦年転換して昭和50年は2,771 (千円)

である。

よって

$$44,191 \text{ (事業所)} \times 2,771 \text{ (千円)} \\ = 122,453.3 \text{ (百万円)}$$

#### ⑥ 家事サービス業

まず、「国勢調査資料シリーズ」より家事サービスの住込、非住込人数をとる。

次に「毎月勤労統計特別調査報告」の「毎月勤労統計調査50年史」より1人当たりの給与額を推計すると、

- (A) 決まって支給する現金給与 77,000円
- (B) 月間食事評価額 3,800円
- (C) 年間特別に支払われた額 194,200円

以上により [(A+B) × 12 + C] とすると

$$(77,000 \text{円} + 3,800 \text{円}) \times 12 \\ = 969,600 \text{円} + 194,200 \text{円} = 1,163,800 \text{円}$$

よって

$$125,233 \text{人} \times 1.1638 \text{ (百万円)} \\ = 145,746.1 \text{ (百万円)}$$

#### ⑦ 園芸サービス業

園芸サービスは推計する資料がほとんど無いので、代用系列による簡易推計方法によった。まず、毎月勤労統計よりサービス業における中位程度の1か月当たり平均賃金をとり、これに事業所統計調査報告の従業者数を乗じた。

$$17,522 \text{ (従業者数)} \times 90,291 \text{ (1人当たり、月平均賃金)} \times 12 \text{ (か月)} = 189,849 \text{ (百万円)}$$

以上により、生産額は

$$130,917 + 5,575 + 38,304 + 174,546 \\ + 122,453 + 145,746 + 18,985 \\ = 636,526 \text{ (百万円)}$$

#### (2) 投入額

「法人企業間接費調査報告」及び昭和45年産業連関表より推計した。

#### (3) 産出額

産出側の資料が全く無いので、投入側の数値により推計した。

## 第10節 行政管理庁担当部門

### 梱包 (8700-00)

#### (1) 概念・定義及び範囲

財貨の価値及び状態を保護するために紙・板・金属・容器などを用いて包装あるいは梱包が施される。これは、包括的に個装、内装及び外装の3つに区分することができる。

個装は、商品価値を高めるため、又は商品を守るため、商品個々に施す包装をいい、内装は商品に対する水・湿気・衝撃などを考慮して外装貨物の内側に施す包装をいい、更に、外装は、商品を紙・板・金属などを用いて結束し、又は、それらから作られた容器に入れ、記号・荷印などを付して行方外装貨物の外部の包装をいう。

産業関連表では、個装は商品としての取扱い最小単位に施される包装であって、それぞれの商品の生産と一貫して、又は、生産と密接な関係をもって行われるとみられるので、生産のための直接の原材料に加えて包装資材の投入が行われたものとして取扱った。商業部門の包装も同様に考えた。

一方、外装及び内装は、商品の生産活動とは別に、一般に商品の出荷・運搬を意図して行われる活動と考えられるので、個装とは別の扱いとした。すなわち、これら外装及び内装（以下、ここでは梱包と呼ぶ。）の活動をまとめて梱包部門とした。

この部門は、商品の生産部門又は流通部門が投入した梱包委託料によって把握される梱包専門家による部分と、生産部門又は流通部門が自ら自家梱包のために投入した梱包資材の経費によって把握される仮設部分からなるものとした。

#### (2) 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	こん包業に関する実態調査研究報告書	51年	財団法人運輸経済研究センター	
2	昭和47年～50年包装資材・包装関連機械出荷統計	50年	包装産業懇話会	

番号	資料名	年次	出 所	備 考
3	昭和47年～51年包装資材・包装関連機械生産出荷統計	51年	〃	
4	工業統計表	50年	通商産業省	

### (3) 推計方法

#### ① 生産額

営業梱包分は資料1により、得られる生産額の復元値と自家梱包分について、資料2に基づき、営業梱包分並びに昭和50年工業統計による梱包資材の生産量を参考に、自家梱包に該当すると見なされる品目の出荷額をもとに推計した投入額との合計値とした。

#### ② 投入額

(i) 営業梱包分は、資料1で専業兼業を問わず、業として梱包業を営んでいるとされる8業種（輸出梱包業、一般梱包業、道路貨物運送業、通運業、普通倉庫業、港湾運送業、航空代理店業、及び包装資材製造販売業）について、それぞれの梱包活動に要した費用及び梱包資材費の内訳に関する各計数を求め、それらを産業関連表用の基本分類に組替えて、内訳

を推計した。

(ii) 自家梱包は、上記の営業梱包の投入額及び資料2及び4の梱包資材の出荷金額の品目別内訳額をもとに投入額を設定した。

#### ③ 産出額

①で推計した生産額を昭和45年産業連関表の産出パターンにより分割し、部門変更（45-50年）により、新部門に読み替えて推計した。

各部門投入側担当者との調整を経て最終値とした。

#### ④ 推計上の問題点

(i) 営業梱包は、(財)運輸経済研究センターに委託して実態調査を行ったが、この調査においても専業・兼業の別及び兼業者の梱包業に従事している割合について正確な把握が十分でなかった。今後は、この辺を十分把握できるような調査を行う必要がある。

(ii) 自家梱包分は、依拠しうる資料がほとんどなく、(現状では、上記資料2及び3(包装産業懇話会))推計作業が困難となっているので、特別調査等を行う等、生産額や投入構造の把握・体制の整備を図る必要がある。

## 第11節 経済企画庁担当部門

### 家計外消費支出（9110-00）

第14節の家計外消費支出（9110-000）の説明を参照されたい。

### 家計消費支出（9121-00）

#### 1. 概念・定義及び範囲

家計の財及びサービスに対する消費支出類から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、更に本邦人の海外消費を加算したものである。ここでいう経常支出は、土地、建物以外のものに対するすべての支出をいい、在庫として残ったものを含めた財のすべてを消費支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出の取扱いは、個人が外国から贈与されたり、あるいは居住者が外国で消費した財及びサービスは輸入欄に一たん計上し、その需要先である家計最終消費支出欄に計上する。

中古品取引は、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引であ

る場合に分けられる。前者の場合は販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合は家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出に計上することとしている。

飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出とする。

また、刑務所の飲食材料は政府サービス生産者の中間消費とし、家計消費支出に含めない。

病院や学校に対して家計が支払いを行った場合のような、政府サービス生産者あるいは対家計民間非営利サービス生産者からの家計の財貨及びサービスの購入も昭和50年産業連関表では家計消費支出とする。

家計消費支出は、SNAの消費支出勘定では居住者概念と

されているから、「居住者家計の国内市場並びに海外での消費」という国民概念とする。

しかし、本部門から居住者家計の海外消費を差引き、非居住者家計の国内市場消費を加えることにより、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」である国内概念に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持することができる。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に計上したうえ「(控除) 直接輸入(輸入)」とし、非居住者家計の国内市場消費は「直接購入(輸出)」として、それぞれ別掲する。

## 2. 推計方法

### (1) 家計消費支出額の推計

家計消費コントロール・トータルの推計方法は45年表までと50年表では異なっている。すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が「家計調査」等を使用する支出接近法を採用していたことにより、家計消費の投入(列)推計はコントロール・トータルを「家計調査」等により求めると共に、各行商品の家計消費額も「家計調査」の品目別支出額等により推計していた。一方、行商品担当者により家計消費の推計が行われるので、この数値と先に求めた列数値を相互調整することにより最終的な家計消費が決定されていた。

ところで、経済企画庁においては、かねてから新SNAへ移行作業が進められ、その中で最終需要の推計は従来の支出接近法から物的接近法の一つであるコモディティ・フロー法(以下コモ法という)へと転換している。

新SNA移行目的の一つに産業連関表と国民所得統計との結合が掲げられており、50年表における家計消費投入推計は、経済企画庁からコモ法による推計値を提示し、産出推計担当者が推計した各商品の産出推計値と産出バランスなどの観点から調整を行った。

### (2) 調整経過

コモ法は生産額をコントロール・トータルとすることや、マージン・運賃額が産業としての商業、運輸業の生産額として別に求められる点で、産業連関表の推計方法と類似する面も多いが、他方、資料の制約から家計消費など最終需要項目への配分比率が基準年次産業連関表に固定するなどの問題もある。もちろん新SNAコモ法では、配分比率の固定化による歪みを極力回避するため、商品を細分化し2178商品を推計単位としたり、需要先変化の大きい乗用車の配分比率を年々変化させたり、更に

は、電力、郵便などのサービス関係商品を家計調査法により推計した数値に置きかえるなどの措置をとっている。

このようにコモ法推計の長所、短所を考慮し、産出側推計値との調整を行った。これをやや具体的に記すと、

- ① まず、一部商品を除き産出推計の資料は乏しいので、コモ法推計結果を家計消費の投入推計値として提示することにより、産出側推計値を誘導した。
- ② 生産者価格評価表の段階における調整は、当然のことながらコモ法により推計された昭和50年家計消費額をコントロール・トータルとしておき、商品毎の調整は産出バランス等も考慮しつつ、できる限り、産出側の新しい情報を採り入れるよう努めた。これによりコモ法配分比率が基本的に昭和45年産業連関表に準拠している弱点を補強、是正した。
- ③ このようにして、生産者価格表段階で産出推計値との間に一応の合意を得ると共に、家計消費支出額の合計値も概ねコントロール・トータルに合致した。
- ④ 次に、商業マージン表、運賃表が作成され、購入者価格表での調整が行われたが、行別マージン額をコントロール・トータルとして推計される列マージン額は、生産者価格表調整段階で見込んだマージン額と大幅な開差を生じ、調整は難航したが両者の歩み寄りによりようやく合意点に達した。

## 3. 推計資料

上述のようにコモ法による推計結果を採用しているため、新SNAコモ法推計資料によっている。また、コモ法では家計消費支出、固定資本形成、在庫投資が一貫的に推計される。ここではコモ法で使用した主要資料を掲げる。

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表 (品目編原テープ)	50年	通産省	出荷額
2	工業統計表 (産業編原テープ)	50年	"	在庫推計
3	鉄鋼統計年報	50年	"	出荷額、製品在庫推計(銑鉄・粗鋼、鉄鋼一次製品)
4	エネルギー統計年報	50年	"	出荷額、製品在庫推計(石油製品)
5	紙パルプ統計年報	50年	"	出荷額、製品在庫推計(パルプ)
6	機械統計年報	50年	"	出荷額、製品在庫推計(自動車)

番号	資料名	年次	出 所	備 考
7	漁業養殖業生産統計年報	50年	農林水産省	出荷額
8	作物統計	50年	"	"
9	物財統計	50年	"	" (価格)
10	農村物価賃金統計	50年	"	" ( " )
11	木材需給報告書	50年	"	"
12	林業生産統計年報	50年	"	"
13	物価指数年報	50年	日本銀行	出荷額(価格)
14	事業所統計	50年	総理府統計局	" (サービス業関係)
15	商業統計表	49年 51年	通 産 省	流通在庫推計, 商業マージン
16	商業動態統計月報	50年 51年	"	"
17	商業実態基本調査	48年	"	"
18	法人企業統計	50年	大 蔵 省	商業マージン

#### 4. 問題点

(1) コモ法では、屑・副産物推計に簡略推計法を使用しており、関連商品の需要額に昭和45年産業連関表の屑・副産物発生比率(固定)を乗じて求めている。しかしこのような推計は簡便法であり、原料事情の変化等により屑・副産物の投入サイドの推計と相当な開差が生じる恐れがある。そこで、家計から発生した屑・副産物の推計に当たっては、その投入先との十分な調整を行った(固定資本形成も同様である。)

(2) 産業連関表における商業マージンの推計は、資料の制約等から難しいことは事実であるが、生産者価格表段階の見込値とほぼ生産者価格表ができ上がった段階での本格的な推計値との間に大きな開差が生じると、その後の購入者価格表での調整の余地が小さいことから調整が極めて難しい。

小売マージンの大半は家計消費支出に"着く"ことを考えると事前の十分な調整が必要であろう。

#### 対家計民間非営利団体消費支出 (9122-00)

内生部門の対家計民間非営利団体(8290-30)を参照。

#### 中央政府消費支出 (9130-10)

##### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常のコストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料)を差引いたもの、つまり、中

央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	歳入決算明細書	50年	大 蔵 省	生産額, 投入額
2	各省各庁歳出決算報告書	50年	大 蔵 省	生産額, 投入額
3	特別会計決算参照書	50年	大 蔵 省	生産額, 投入額
4	政府関係機関決算書	50年	大 蔵 省	生産額, 投入額
5	補助金便覧	50年	大 蔵 省	投入額
6	国民所得統計	50年	経済企画庁	生産額
7	一般会計歳出予算明細書	50年	経済企画庁	投入額
8	昭和50年産業連関表作成に関する資料 昭和50年度において購入した物資及びサービスの内訳	50年	防 衛 庁	投入額
9	産業連関表作成のための昭和50年度地方公共団体財政支出内容調査	50年	経済企画庁	投入額
10	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額

#### 3. 推計方法

(1) 生産額: 中央政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のごとくであり、各部門の生産額のうち中央政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計した。

8101-000 「公務(中央)」

8210-010 「学校教育(国公立)」

8210-030 「自然科学・学校研究機関(国公立)」

8210-040 「人文科学・学校研究機関(国公立)」

8212-110 「社会教育(国公立)」

8212-210 「その他の教育訓練機関(国公立)」

8213-110 「自然科学研究機関(国公立)」

8213-120 「人文科学研究機関(国公立)」

8220-010 「医療(国公立)」

- 8 2 2 0 - 0 4 0 「保健衛生 (国公立)」
- 8 2 5 0 - 1 0 0 「社会保険事業」
- 8 2 5 0 - 2 1 0 「社会福祉施設 (国公立)」

(2) 投入額：生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は次のとおりである。

- 8 1 0 1 - 0 0 0 「公務 (中央)」  
自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入
- 8 2 0 1 - 0 1 0 「学校教育 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 学生生徒納付金
- 8 2 1 0 - 0 3 0 「自然科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入
- 8 2 1 0 - 0 4 0 「人文科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入
- 8 2 1 2 - 1 1 0 「社会教育 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 入場料等の料金収入
- 8 2 1 2 - 2 1 0 「その他の教育訓練機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 学生生徒納付金
- 8 2 1 3 - 1 1 0 「自然科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入
- 8 2 1 3 - 1 2 0 「人文科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入
- 8 2 2 0 - 0 1 0 「医療 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 家計からの料金収入
- 8 2 2 0 - 0 4 0 「保健衛生 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 - 施設利用者からの料金収入
- 8 2 5 0 - 1 0 0 「社会保険事業 (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 保健施設の利用料金収入
- 8 2 5 0 - 2 1 0 「社会福祉施設 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」  
自己消費額 = 生産額 - 家計からの料金, 措置費等の収入

地方政府消費支出 (9 1 3 0 - 2 0)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額 (生産活動に要する経常的コストに等しい) から他の部門に対するサービスの販売額 (例えば, 公立病院の医療収入, 公立学校の授業料) を差引いた地方政府の自己消費額に等しい。

したがって, 地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	50年	自治省	生産額, 投入額
2	地方財政の状況	50年	自治省	投入額
3	都道府県決算状況調	50年	大蔵省	投入額
4	補助金便覧	50年	大蔵省	投入額
5	国民所得統計	50年	経済企画庁	投入額
6	一般会計歳出予算明細書	50年	経済企画庁	投入額
7	産業連関表作成のための昭和50年度地方財政支出内容調査	50年	経済企画庁	投入額
8	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：地方政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり, 各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差引いたもの, つまりそれぞれの自己消費額を集計した。

- 5 2 0 0 - 2 0 0 「下水道」
- 5 3 0 0 - 1 0 0 「廃棄物処理 (公営)」
- 8 1 0 2 - 0 0 0 「公務 (地方)」
- 8 2 1 0 - 0 1 0 「学校教育 (国公立)」
- 8 2 1 0 - 0 3 0 「自然科学・学校研究機関 (国公立)」
- 8 2 1 0 - 0 4 0 「人文科学・学校研究機関 (国公立)」
- 8 2 1 2 - 1 1 0 「社会教育 (国公立)」
- 8 2 1 2 - 2 1 0 「その他の教育訓練機関 (国公立)」
- 8 2 1 3 - 1 1 0 「自然科学研究機関 (国公立)」
- 8 2 1 3 - 1 2 0 「人文科学研究機関 (国公立)」
- 8 2 2 0 - 0 1 0 「医療 (国公立)」

8220-040 「保健衛生（国公立）」  
 8250-100 「社会保険事業」  
 8250-210 「社会福祉施設（国公立）」

8250-210 「社会福祉施設（国公立）（うち  
 地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－家計からの料金、措置費等の  
 収入

(2) 投入額：生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

5200-200 「下水道」  
 自己消費額＝生産額－（家計から徴収した料金＋事業所から徴収した料金）

5300-100 「廃棄物処理（公営）」  
 自己消費額＝生産額－（家計から徴収した料金＋事業所から徴収した料金）

8102-000 「公務（地方）」  
 自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8201-010 「学校教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8212-110 「社会教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－入場料等の料金収入

8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

8213-110 「自然科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8213-120 「人文科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8220-010 「医療（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－家計からの料金収入

8220-040 「保健衛生（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8250-100 「社会保険事業（うち地方政府に分類されるもの）」  
 自己消費額＝生産額－保健施設の利用料金収入

国内総固定資本形成（政府）（9141-00）

（民間）（9142-00）

### 1. 概念・定義及び範囲

一般政府、公的企業、家計及び民間企業が行った、土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の国内における購入及び固定資産の振替えから成り（家計は土地及び建物のみ）、この資産の取得に要した直接費用据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産を含まない。土地は購入費全額ではなく、土地の仲介手数料、土地の造成、改良費のみを計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものである。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱いかは、過去の表及びSNAとの関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道、軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修とし資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と偶発損に対応する大修理、大補修は、原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機は在庫に計上し、建設物は工事進捗量をすべて資本形成とする。

家畜のうち役用（牛馬の成畜のみ）、繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜は、成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。

直接に資本形成とするか、建設を迂回して資本形成とするかについて、建設のための財に対する支払いを建設業者が行い、建設の生産額にコストとして含まれているものは建設を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財を直接資本形成とし、その財が建設物と結合しない限り機能を発揮できないものを建設迂回の資本形成とする。

ただし、主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者の中間消費とする。

## 2. 推計方法

### (1) 国内総固定資本形成の推計

コモ法による推計結果をコントロール・トータル及び各商品の固定資本形成額として採用した。しかし、コモ法では政府と民間の区別がなく固定資本形成一本の形で推計されるので、新SNAと同様に政府分は決算書の積上げによる人的推計値をとり、残差を民間分とした。また、各商品ごとの政府分と民間分との区分けは45年比率及びその他の情報を用いた。

### (2) 調整経過

固定資本形成は大別して建設部門と機械部門に分れる。建設部門の調整は建設部門の生産額の推計如何にかかわるのでこの面からの調整を行った。新SNAの建設投資の推計はいわゆる建設コモ法を採用しており、建設資材の投入額をコモ法で推計し、これに「法人企業統計」等から推計した建設業の付加価値額を加算することにより建設生産額を求めている。一方、産出側（建設省）の建設推計は建築部門が主として「建築着工統計」土木部門が主として「決算書」により推計する人的推計方法を採用している。新SNA建設コモ法は昭和45年産業連関表における資材投入額及び各付加価値額をベンチマークにして、その後の変化をとらえるという推計方法を使用している。この点も考慮して調整を行った。

機械部門の調整は、コモ法による推計結果を政府、民間一本の形で提示し、通産省機械担当者の産出推計値との調整を行った。政府、民間の割り振りは経済企画庁が行った。

### 3. 推計資料

先に示した通りである。

### 4. 問題点

屑・副産物の扱いは家計消費支出の項で述べた通り。

## 生産者製品在庫純増（9150-10）

### 1. 概念・定義及び範囲

農業、林業、鉱業、製造業等財貨を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（ただし、事業所が通常購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

## 半製品・仕掛品在庫純増（9150-20）

### 1. 概念・定義及び範囲

財貨を生産する産業によって一部加工、製造、又は組立てられた財貨であって、通常更に加工されずには他の事業所に対して販売、出荷、又は引渡されることのないもの

（ただし、建設仕掛工事を除外する）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

## 流通在庫純増（9150-30）

### 1. 概念・定義及び範囲

卸小売業に分類される事業所によって取得された財貨で、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

## 原材料在庫純増（9150-40）

### 1. 概念・定義及び範囲

産業によって保有される原材料及び貯蔵品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

### 2. 推計方法

(1) コモ法により形態別・商品別に在庫純増が推計されるので、この数値を生産額及び各商品の在庫純増推計値とした。在庫純増の概念が、「期中における物量増減を年間平均価格で評価したもの」であるから、「工業センサス」や「商業センサス」を使用して在庫推計を行った場合、在庫品評価調整が必要であり、産業連関表の計数はこの調整済みの数値である。ただし、「半製品・仕掛品在庫純増」は、生産額に含まれるから、全体作業の進行上やむを得ず一部在庫品評価調整を行っていないものが含まれる。

(2) 調整は、極力商品ごとに正確な在庫推計値となるように行ったが、産業連関表の作成がバランス調整の中で行われる点から、中には若干調整的色彩を持った推計が含まれた。

### 3. 推計資料

先に示した通りである。

### 4. 問題点

各担当省庁が生産額を推計する初期の段階で、在庫品評価調整後の「半製品・仕掛品在庫純増」の数値を使用できるように配慮する必要がある。

## 〔付〕 在庫品評価調整

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は除去しなくてはならない。在庫投資の推計に「工業統計」や「商業統計」を利用する場合、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化と共に価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含む。更に企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この面からも在庫品評価調整の必要がある。コモディティ・フロー法における在庫品評価調整法は在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んで

おく。すなわち、製品在庫変動率は製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから製品在庫変動率を求めるのが基本である。

推計方法を図により説明すると、①「工業統計産業編」から産業別に名目在庫残高を算出し、②これを別途推計する在庫残高デフレータで除して実質在庫残高を求める。③次に期首と期末の差として実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。④これを在庫変動率算定の分子として評価調整後の在庫変動率とする。⑤こうして得られた産業別の在庫変動率をコモ品目に対応づける。

なお、在庫残高デフレータの作成にあたって、在庫形態別にコモ6桁ベースの価格指数を用いており、在庫残高デフレータは国民所得統計に比べて格段に精細化している。また、「法人投資実績調査」（経済企画庁）により棚卸評価方法を求め、在庫残高デフレータの推計に織

り込む点は、国民経済計算の在庫推計とおおむね同様である。

直接購入（輸出）（9212-00）

1. 概念・定義及び範囲

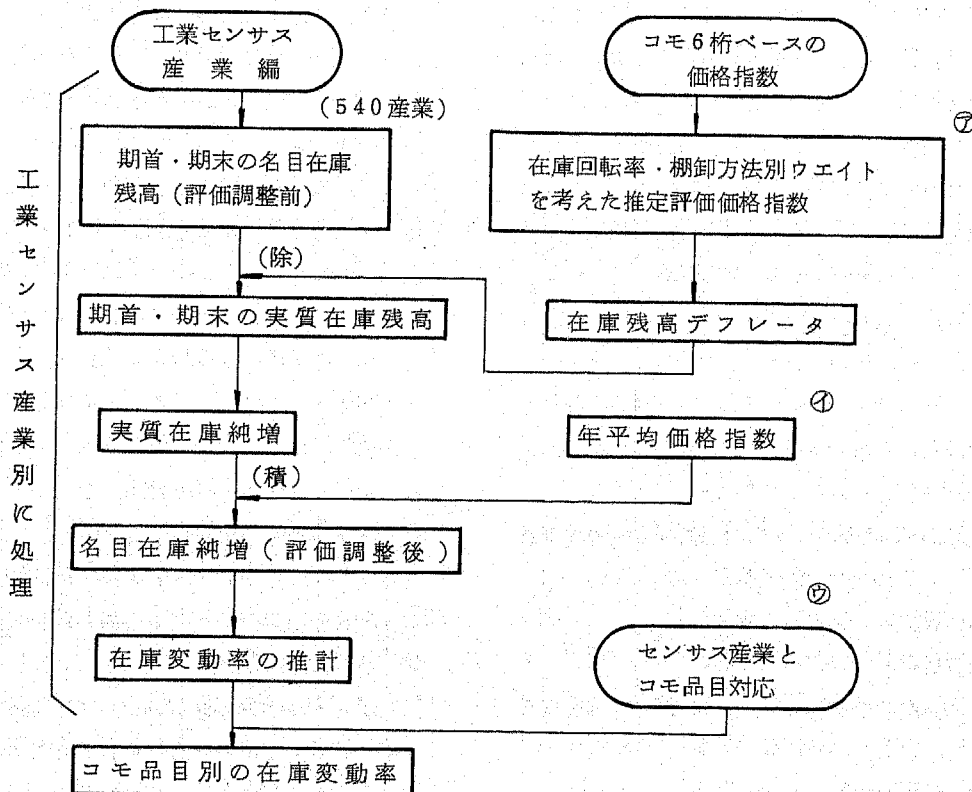
「非居住家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

1. 観光旅行者
2. 親戚、知人訪問等旅行者
3. 外交団等消費
4. 隊員個人消費

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支表	50年	日本銀行	
2	外客統計年報	50年	運輸省	
3	税務統計	50年	国税庁	

図 在庫品評価調整





番号	資料名	年次	出所	備考
4	家計調査	50年	総理府統計局	
5	訪日外客消費額調査	51年3月	国際観光振興会	

### 3. 推計方法

(1) 生産額：観光・訪問等旅行者の消費パターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光、訪問等旅行者消費……国際収支表第4表「旅行」では、旅行者消費は、「観光旅行」と「その他旅行」の2つにしか分割されていない。そこで「その他旅行」を親戚、訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚、訪問等旅行者の額を合計する。

② 外交団等、隊員個人消費……国際収支表第6表「政府取引」のうち、「外交団等消費」と「隊員個人支出」とする。

①、②を合計して直接購入（輸出）の生産額とする。

(2) 投入額：観光、訪問等旅行者消費のパターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光、訪問旅行者消費……訪日の目的、人種（国別）及び滞在期間等により、各種消費パターンは異なるが、データ上の制約から資料5によって一括同一の消費パターンとして扱い、まず費目（物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入は資料3により非居住者の国内での物品購入のパターンを参考に推計する。

② 外交団等・隊員個人消費……資料4の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考に推計する。

(3) 推計上の問題点：

外交団等、隊員個人消費の内訳は、合衆国の家計調査等の消費パターンを用いた方が実態的と思われる。

(控除) 直接購入（輸入）（9412-00）

#### 1. 概念・定義及び範囲

「居住者による海外市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

1. 観光旅行者
2. 親戚・知人訪問等旅行者
3. 外交団等消費

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支表	50年	日本銀行	
2	外客統計年報	50年	運輸省	
3	家計調査	50年	総理府統計局	
4	訪日外客消費額調査	51年3月	国際観光振興会	
5	その他各種業務資料等		羽田税関	

### 3. 推計方法

(1) 生産額：観光・訪問等旅行者消費のパターンと外交団等消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光・訪問等旅行者消費……国際収支表第4表「旅行」では、旅行者消費は「観光旅行」と「その他旅行」の2つにしか分割されていない。そこで「その他旅行」を親戚・知人訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に資料2により分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

② 外交団等消費……国際収支表第6表「政府取引」のうち、「外交団等消費」の額とする。

①、②を合計して直接購入（輸入）の生産額とする。

(2) 投入額：観光・訪問等旅行者消費のパターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光・訪問等旅行者消費……居住者の海外消費も非居住者の国内消費と同様、それぞれの条件（目的・滞在期間・社会的地位等）により、消費パターンは異なるが、データ不足のため資料4の居住者の国内消費パターンに準じて費目（物品購入、宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入は、資料5の羽田税関における居住者の持ち帰る土産パターンの品目別ウエイトを参考に推計する。

② 外交団等消費……資料3の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考に推計する。

(3) 推計上の問題点：

観光・訪問等旅行の消費パターンは居住者の海外での消費調査等を用いた方が実態的と思われる。

## 第 1 2 節 行政 管理 庁 担 当 部 門

### 1. 貿易関係一般

昭和50年産業連関表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、直接購入（輸出・輸入別）、特殊貿易（輸出・輸入別）、関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

財貨の取引は、「普通貿易」の輸出入として、非要素サービスの取引及び普通貿易で扱われない財貨（船（機）用品、業務渡航者の購入する財貨及び非要素サービス、在日外国駐留軍の調達する財貨及び非要素サービスは、「特殊貿易」の輸出入として、また居住者家計又は非居住者家計がそれぞれ海外で消費する財貨サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費及び在日外国駐留軍の隊員個人消費等）は、普通貿易及び特殊貿易の双方から切離した「直接購入」の輸出入として扱った。

更に、普通貿易の輸入財貨に係わる関税及び輸入品に係わる内国消費税としての物品税については前者を「関税」後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用しているため日本国内にある外国企業あるいは在外日本公館等は国内として扱い、これらとの取引は居住者間の取引として扱うため貿易とならない。逆に日本国内（在外日本公館、日本国籍を有する船舶、航空機等も含む）にある外国企業の生産活動は含み、在日外国公館や駐留軍等の日本国内における活動は除外される。したがって、これらとの取引は、非居住者との取引として扱うため貿易となる。

また、昭和50年表では、45年で「特殊貿易」及び「特需」でカバーしていた部分を、次の理由から上記のように「特殊貿易」と新たに設けた「直接購入」とに変更した。

（理 由）

- ① 「直接購入」は観光・訪問等旅行者消費、外交官個人消費及び在日駐留軍の隊員個人消費であり、非居住者の「家計消費支出」に該当する。したがって、国民概念による「家計消費支出」と「直接購入」とにより産業連関表が原則とする国内概念に転換できるようにしておく必要がある。
- ② 「特需」は、推計に当たって信頼性のある資料が近年全く入手できなくなってきた。また年々生産額が減少しており、独立部門としなくても分析利用上特に支障はないと考えられる。

以上について、45年表と50年表の変更の対比を図示すれば別表のとおりとなる。

### 2. 普通貿易（輸出）（9211-10）

#### (1) 概念・定義及び範囲

「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財貨の範囲とした。ただし、鋼船の再輸入分は輸出がなかったものとして、輸出額から控除した。映画フィルムは、その賃料が国際収支表の貿易外収支に計上されており（国際収支表第8表その他のサービス参照）、産業連関表では、非要素サービスとして特殊貿易に計上しているが、普通貿易統計でも映画フィルムについては、税関で鑑定された価額が計上されている。後者も計上すると二重計上となるので、普通貿易からは控除した。その他の品目は品目が明らかにされていないため再輸出・再輸入とも、輸出及び輸入の分類不明として扱った。

なお、普通貿易統計の輸出額はFOB価格（船積価格）評価されたものであるから、生産者価格評価表では、国内流通マージン（生産者出荷から船積までに掛かる商業マージン額と貨物運賃額）を控除した生産者価格で評価した。一方、購入者価格評価表ではFOB価格で評価した。

#### (2) 推計資料

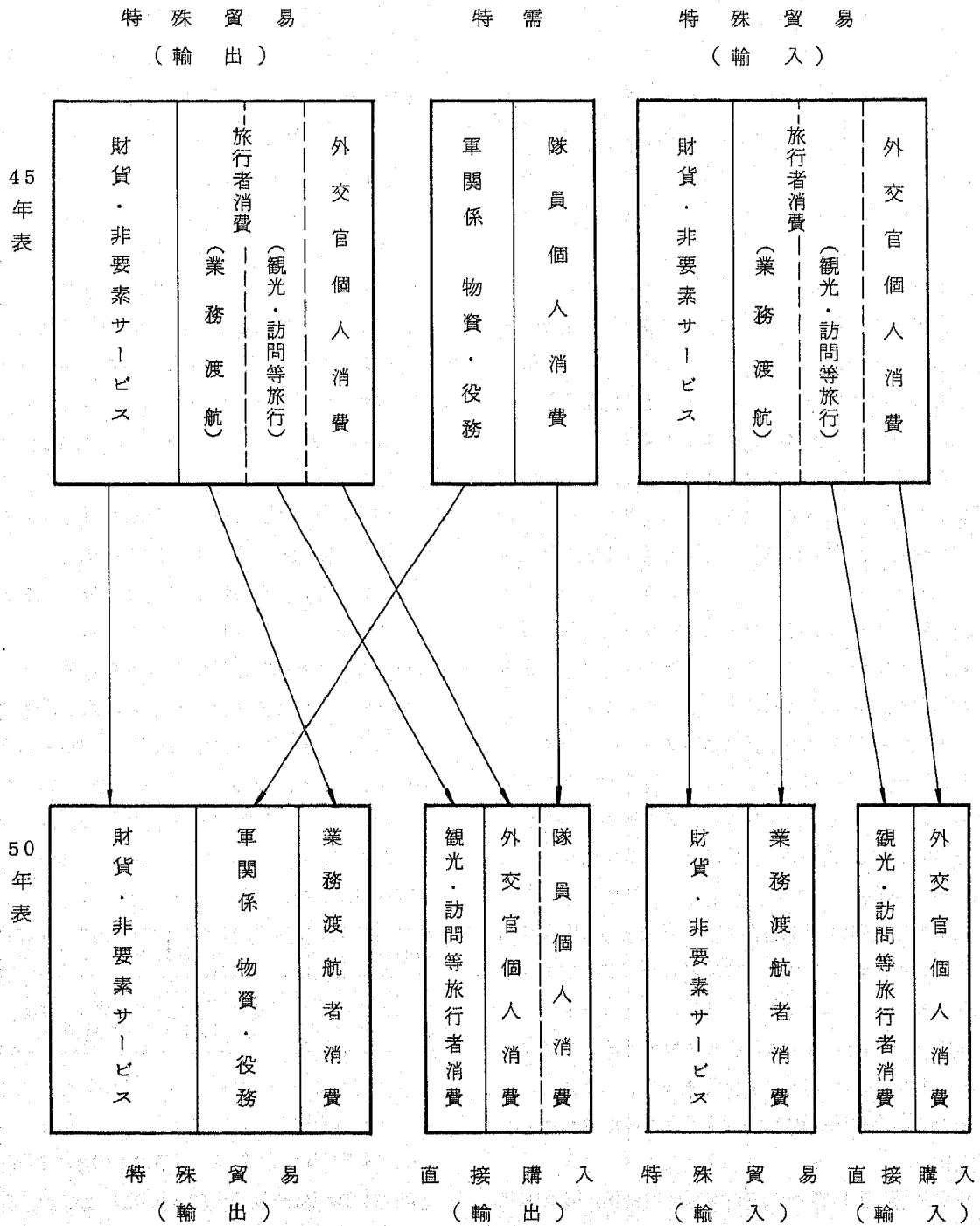
番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	普通貿易統計	50年	大 蔵 省	
2	日本貿易月表	50年	日本関税協会	

#### (3) 推計方法

部門別輸出入額は、上記推計資料の細品目を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンバータとして集計した。

なお、輸出額のFOB価格を生産者価格へ転換する方法としては、普通貿易統計の細品目（6桁）ベースで商業マージン・運賃額を求めるとは資料的に不可能なため、産業連関表の部門分類（7桁）ベースで平均的な商業マージン率及び貨物運賃率を求め、それをFOB価格に乗じてマージン額・運賃額を求めたが、調整段階で各種の情報を用いて修正しながら、それをFOB価格から控除して生産者価格ベースの輸出額とした。

特殊貿易・直接購入の扱い（45年表との関係）



(注) 50年表から、特殊貿易は行政管理庁が担当し、直接購入は経済企画庁が担当する。  
 特殊貿易(輸出)及び直接購入(輸出)は、運賃・商業マージンの調整を行う必要がある。

① 生産額

上記推計資料1による輸出総額から、映画用等フィルム(特殊貿易でフィルム賃貸料で計上)、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額等を控除し(当初から貿易取引がなかったものと見なした)、また、昭和

51年からは、普通貿易統計で把握することになった産業用金の輸出分を含めて輸出合計額とした。

② 投入額

部門別の輸出額は、普通貿易統計の細品目(6桁)を産業連関表の部門分類(7桁)に対応させ、それを

コンバータとして組替集計した。

③ 産出額

最終需要部門であるため、該当しない。

④ 推計上の問題点

小額貨物（1件当たり10万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため含めなかった。

3. (控除) 普通貿易 (輸入) (9411-10)

(1) 概念・定義及び範囲

前述の普通貿易 (輸出) 9211-10と同じである。ただし、普通貿易統計の輸入額は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表とも、産業連関表の原則に基づきCIF価格で評価した。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	普通貿易統計	50年	大蔵省	
2	日本貿易月表	50年	日本関税協会	

(3) 推計方法

前述の普通貿易 (輸出) 9211-10と同じである。ただし、輸入額は産業連関表では上述のとおり、生産者価格評価表も購入者価格評価表も共にCIF価格で評価するのが原則であるので、輸出におけるような運賃額、商業マージン額の算出控除は行わない。

① 生産額

推計資料1による輸入総額から、映画用等フィルム (特殊貿易でフィルム賃貸料で計上) 及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入額等を控除し (当初から貿易取引がなかったものと見なし)、また昭和51年からは普通貿易統計で把握することになった産業用金の輸入分を含めて輸入額合計とした。

② 投入額

部門別の輸入額は、普通貿易統計の細品目を産業連関表の部門分類 (7桁) に対応させ、それをコンバータとして組替集計した。

③ 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

④ 推計上の問題点

(i) 小額貨物 (1件当たり10万円以下) の輸入額は、資料の制約から把握できないため含めなかった。

4. 特殊貿易 (輸出) (9211-20), (輸入) (9411-20)

(1) 概念・定義及び範囲

「居住者と非居住者間における非要素サービス及び普

通貿易に計上されない財貨の取引」と規定し、日本銀行が作成する国際収支表のうち居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から直接購入と要素サービスを除き、更に概念調整したものと一致する。

特殊貿易で直接購入と要素サービスを除く理由は、産業連関表が国内概念に基づいて作成するためである。すなわち、海外消費として扱われる観光・訪問等旅行、外交官・隊員個人支出等の直接購入は、家計消費支出が国民概念となっているので、産業連関表全体の国内概念への変換を容易にするため、特殊貿易の範囲と区別して別掲する。また、海外所得として扱われる諸種の労務給付、対外投資収益、著作権収益等の要素サービスの取引は、特殊貿易と付加価値に表示することも考えられる。しかし、産業連関表の付加価値は既に国内所得になっていることから、要素サービスは、特殊貿易の範囲として産業連関表で表示する必要がない。

なお、以上の範囲を国際収支表の項目で示すと次のとおりである。

① 貨物運賃及び保険

② その他の運輸

(i) 旅客運賃

(ii) タイムチャーター

(iii) 港湾経費

(ア) 船 (機) 用油

(イ) 船 (機) 用品

(ウ) 港湾・空港等施設利用料

(エ) 船 (機) 修理改装

③ 業務渡航者消費

④ 政府機関消費

⑤ その他のサービス

(i) マネージメント・フィー

(ii) 証券引受手数料

(iii) 代理店手数料

(iv) 通信費

(v) 広告宣伝費

(vi) 出版物予約購読料

(vii) フィルム賃貸料

これは、要素サービスとして昭和45年産業連関表から除外しているが、国内取引では中間経費として上げているため、対外取引においても非要素サービスとして特殊貿易に計上することとした。

(viii) その他

6. 利用航空運送料

7. 在日米軍の財貨及び非要素サービスの購入（輸出のみ）

(1) 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支表	50年	日本銀行	
2	外客統計年報	50年	運輸省	
3	税務統計	50年	国税庁	
4	訪日外客消費額調査	50年	国際観光振興会	
5	エネルギー統計年報	50年	通商産業省	
6	外国貿易概況	50年	日本関税協会	

(3) 推計方法

① 生産額

特殊貿易における輸出入の総額は国際収支表の計数を用い、産業連関表の概念に基づいて上記の項目別に求めた。

しかし、国際収支表では、価格評価は輸出入（受取・支払）ともにFOB建にしているのに対し、産業連関表では、輸出がFOB建、輸入がCIF建にしているので「運賃」及び「保険」について、次のような調整を行った。

(i) 運賃の輸出入

（輸入）：普通貿易の輸入はCIF建であるから、財貨の輸入に伴う運賃（保険は後述）は、既に財貨の価格に含まれている。輸入に伴う運賃は本邦船（機）の場合でも外国船（機）の場合でもすべて含まれている。したがって、財貨の輸入に伴う運賃は、輸入として独立に産業連関表には計上されない。ただし、財貨の輸入に伴う運賃のうち、本邦の運輸業者が国内から受取った分は、その運輸業者の生産額に含まれるので、それに相当するサービスの輸出を行ったものとして扱った。これは財貨の輸入がCIF建で評価されるので、海上等における運賃（損害保険も同様）が国内の運輸サービス取引とは見なされないからである。

昭和40年産業連関表では、この分を運輸（特殊貿易）のマイナスの輸入として扱い、収支上のバランスをとっている。ただし、表上の輸入はすべてマイナスの符号を付けて表示しているため、逆にプラスの輸入として計

上している。45年表と50年表の扱いは同じである。

なお、本邦旅行者等が外国旅客運輸業者へ支払った運賃は、運輸サービスの輸入として計上した（輸出）：普通貿易の輸出はFOB建であるので、扱いは上記輸入の場合と同様、海上等における財貨の輸送に伴う国内運輸業者の受取り運賃は、その支払者の如何を問わず運輸サービスの輸出として扱った。一方、外国運輸業者の本邦からの受取りは計上しないこととした。

したがって、財貨の輸送に係わる貨物運賃の輸出（特殊貿易）額は、「本邦運輸業者の海外からの受取運賃（3国間輸送も含む）」+「財貨の輸出及び輸入に伴う本邦運輸業者の国内からの受取運賃」=（国内外洋貨物運賃総収入）となる。

また、外国業務渡航者からの本邦旅客運輸業者の受取運賃は旅客運輸サービスの輸出として計上される。

(ii) 保険の輸出入の扱い

産業連関表の保険の輸出入は、国際収支表を基礎として推計するため、保険の輸出入（特殊貿易）としては、「本邦輸入業者と外国保険会社」及び「外国輸入業者と本邦保険会社」との取引として扱った。ただし、国内の保険会社との取引は国内取引であるから保険の輸出入（特殊貿易）の範囲から除かれる。

ところで、産業連関表における損害保険の生産額は「受取保険料－支払保険金」であるから、〔輸入〕は下図の①－②（又は③'）とし、〔輸出〕は④－⑤として国際収支表の計数を用いて推計した。ただし、③又は③'は国際収支表では簡便法にしているため不明であるから、本邦保険会社の扱った分、すなわち $D/A = B/C$ と見なして③を推計した。

なお、産業連関表では「支払保険料－受取保険金」という実際に行われた保険サービスの活動を計上するのに対し、国際収支表では「支払保険料－受取保険金」（輸出（受取）の場合は簡便法によるため受取保険料のみ）という金融面での受払いを計上しているため産業連関表の計数とは一致しない。

なお、昭和40年産業連関表及び45年表の特需は、国際収支表の在日米軍の財貨及び非要素サービスの購入から、要素サービス分を除いたものと、隊員個人支出（50年表では直接購入）の合計を生産額とした。

(付) 保険 (貨物保険) の輸出及び輸入の扱い

まず、国際収支表における貨物保険の扱いは次のようになっている。

(概念範囲) 物資の国際間輸送上の危険に対する「保険料」と「保険金」の受払いが計上される (ただし再保険及び非商品保険を含まない)。

本邦内にある外国保険会社の支店や子会社は居住者の定義 (IMF) により居住者と見なすが、外国保険会社の本邦内代理店は非居住者とみる。したがって、代理店との取引は外国保険会社の本店との取引として扱われる。

また、貨物保険は物資の輸入業者が、自己の輸入物資の危険に対してのみ行うものであり、輸出業者が外国のために保険を掛けることはないものと見なしている。なぜなら、貨物保険の海外取引は極めて複雑多岐であり、かつ、統計的資料の入手が困難であること、及び海外取引全体におけるウエイトが小さいことから、統計上このような便法が許されるものとの解釈によっているためである。

なお、国際収支表上での貨物保険の輸出入 (受取・支払) の扱いは次のようになっている。

(国際収支表での貨物保険の扱い)

(受取 = ㉑ + ㉒)

[ 保険料 ] ㉑ 本邦保険会社の受取分

外国輸入業者が本邦からの輸入物資に対して、あるいは3国間輸送の物資に対して本邦の保険会社へ支払った保険料

[ 保険金 ] ㉒ なし (簡便法によるため)

本邦輸入業者が外国保険会社から受取ったときは、輸入商品の代金支払 (㉓) と受取保険金が相殺されたものと見なすためである。なぜなら、FOB建であるから既に輸入財貨として評価されているので、重複計上をさけるためである。

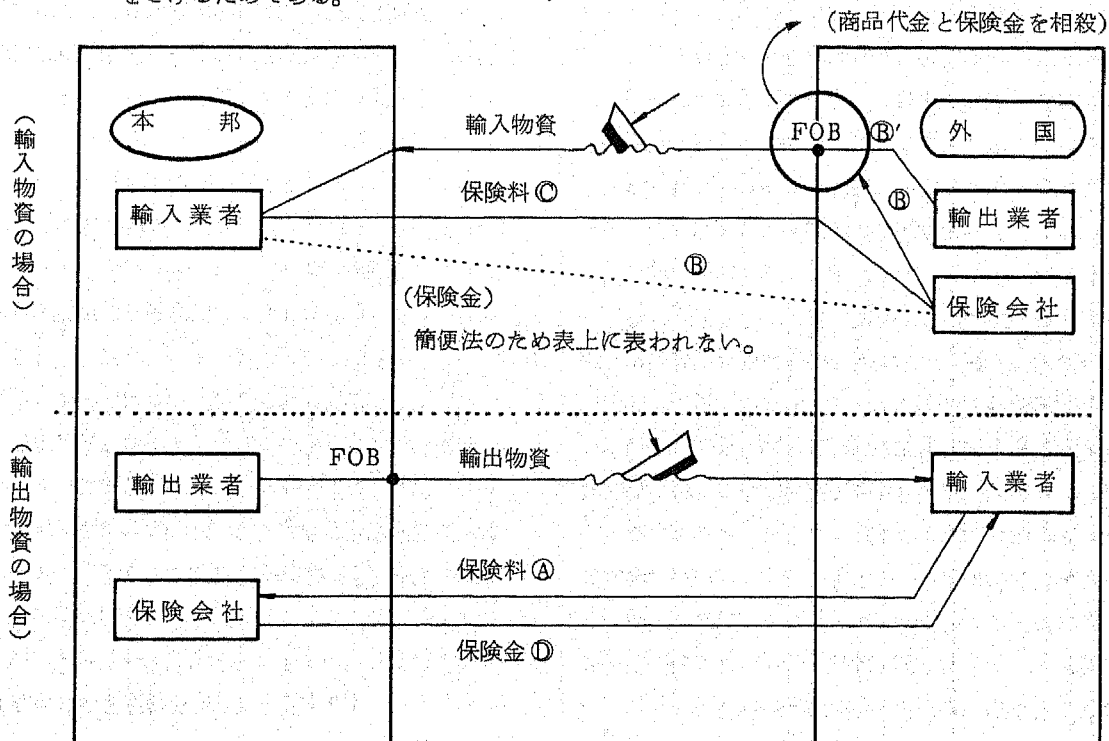
(支払 = ㉓ + ㉔)

㉓ 外国保険会社への支払分

本邦輸入業者が輸入物資に対して外国の保険会社へ支払った保険料

㉔ 本邦保険会社の支払分

外国輸入業者が、本邦からの輸入物資に対して掛けた保険の本邦保険会社からの受取保険金



## ② 投入額

産業連関表用分類（7桁）の部門別輸出入額は、前記(i)の国際収支表の項目別輸出入総額について資料2～6を用い品目ベースに分割推計し、それを産業連関表用分類にそれぞれ対応させた。

なお、原資料の計数をそのまま格付けされるもの及び分類不明に格付けせざるを得なかったものを除いては次のような扱いをした。

### (i) 港湾経費

港湾経費のうち船（機）用油はポンド扱いとなっているため、日本船主協会及びエネルギー統計年報、外国貿易概況等の資料を用いて調整した。また、船（機）用品、港湾・空港等施設利用料、船（機）修理改装及び上水道等は日本造船工業会、運輸省各原局の業務資料等を用い運輸省で推計した。

### (ii) 海外業務渡航消費

業務上の海外渡航消費（雇主から払戻しを受けるもの）は業務の種類、滞在期間、人種によって各々消費パターンは異なる場合があるが、資料の制約のため一括同一の消費パターンとして扱うこととした。

品目ベースへの分割推計は、資料2～7を用いてまず費目（物品購入、宿泊、飲食、娯楽、運輸、その他）に分割し、その費目を更に品目ベースに分割して産業連関表用分類に対応させた。例えば、外国業務渡航者の本邦内における物品購入は税務統計から輸出版物販売所（NO TAX店）の品目別パターンを用いて分割する方法等によった。

### (iii) 在日米軍の財貨及び非要素サービスの購入

軍関係の支出内訳は、特需調査が廃止されていることから、通産省の業務統計を用いて物資及び役務の取引契約内容を中心に推計し、税務統計を用いてPX、軍用途免税額等から品目分割を行わざるを得なかった。

### (iv) 飲食店の扱い

個人消費支出のうち飲食店における消費は昭和40年産業連関表では個々の品目ベースに分割して輸出入額を求めたが、飲食店の扱いの変更に伴って、45年、50年表では直接飲食店のサービスを輸出入することとした。

なお、飲食店サービスの輸出入は、50年表からは業務渡航分のみを特殊貿易として取扱い観光・訪問等旅行、外交官・隊員個人支出分は、別部門の直接購入と取扱った。

## (v) 輸入に関する貨物運賃・保険の扱い

昭和50年産業連関表でも下記のように45年表と同じ扱いをした。

財貨の輸入は、CIF建で評価しているのものでそれに含まれているサービス（運賃・保険）の取引は独立した特殊貿易としては産業連関表に表示しなかった。

しかし、財貨の輸入に伴うサービスのうち、本邦船の自国内からの受取運賃（保険も同様）は運輸業者（本邦船）の生産額に含まれており、この分の計数バランスをどうするかが問題となる。そこでこの分を運輸業者の生産額から控除すれば計数的バランスは容易となるが、これは運輸活動の実態に反することになり不合理である。そこで35、40年表においてはその分を等価貿易（非要素サービスの取引）のプラス輸入として計上して計数バランスをとった。

一方、競争輸入型の産業連関表における輸入はすべてマイナスの列ベクトルとして表示されているため、35、40年表ではマイナス表示の中にプラス表示の項目が入って、分析利用面、また計数の読取りに際し不都合が生じた。

そこで、50年表では45年表に引続きその分を特殊貿易の輸出として計上し、分析利用面また計数の読取り難易に対処した。

その理由として、財貨の輸入はCIF建で評価されているので、たとえ居住者間の取引きであっても海上等における運賃（保険も同様）は、国内サービス活動と見なさないことによって解決できる。このことは競争輸入型の表では、分析利用面ないしは計数の読取り難易等を考慮すればより有効な扱いとして理解される。

これを整理すれば次のようになる。

### (ア) 財貨の輸入に伴う本邦船（機）の自国内からの受取運賃

（35、40年表の扱い）→特殊貿易のプラス輸入として計上

40年表でのプラス輸入分

船 舶	271,232	百万円
航空機	1,473	
保 險	1,772	
計	274,477	

（45年表の扱い）→特殊貿易の輸出として計上

40年表でのプラス輸入分に対応する45年表

の計数

船 船	5 8 5, 7 2 0	百万円
航空機	7, 9 2 0	
保 險	2, 5 2 0	
計	5 9 6, 1 6 0	

(1) 財貨の輸入に伴う外国船（機）への本邦からの支払運賃

(35, 40年表の扱い) → 普通 概念的にも  
貿易（財貨）の輸入に含めて計上 } 扱いも変  
(45年表の扱い) → 同 上 更はない

③ 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

④ 推計上の問題点

(i) 円が変動相場制に移行したことにより、円とドルの換算レートは、貿易に限らず全部門で問題となり、月別データのあるものとなないものとの取扱い方も含めて、換算方法の統一化を計る（例えば、インターバンク方式）方向で今後検討するのが望ましい。

(ii) 在日米軍への輸出は、通産省の「特需調査」に代わる特別調査の実施等、推計データの整備が必要である。

(iii) 港湾経費のうち、船（機）用品あるいは人的往来に伴う個人消費に関する品目ベースの分割資料に的確なものがなく、多くの困難が伴うため推計担当者の主観が入る恐れがある。

今後貿易関係におけるサービスの取引ウエイトが増すと思われる折からこれらの資料整備が望まれる。

(iv) 貿易取引に関する実態の把握は、貿易推計に際して欠くことのできないものであるが、商取引に伴う慣習等複雑多岐にわたっており、電話等による照会のみでは十分把握することができない。そこで業界等からの情報収集と実態の認識を得るため、実態調査を行うこと等事前に十分準備しておく必要がある。

5. 関 税（9420-00）

(1) 概念・定義及び範囲

輸入品は貿易政策上の配慮により、関税定率表に基づいて関税をかけられる。これは安い輸入品と高い国産品の価格の差を、縮小させる機能をもっている。輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

また、再輸入の鋼船については、普通貿易で輸出の取消しとして扱ったため、関税についても同様関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、賃貸料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり関税も同様かからなかったものとして扱っている。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	関 税 統 計	50年	大 蔵 省	

(3) 推計方法

① 生産額

関税は、輸入品に係わるものであるから、普通貿易の輸入の推計に用いた輸入細品目と産業連関表用分類（7桁）とのコンバータを用い、資料1の結果を組替集計した。

② 投入額

生産額の項に同じである。

③ 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

④ 推計上の問題点

(i) 普通貿易と同様、小貨貨物の輸入品（10万円以下）に係わる関税額を含めない。

6. 輸入品商品税（9430-00）

(1) 概念・定義及び範囲

輸入品は、税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様、内国消費税としての物品税、酒税、砂糖消費税、揮発油又はトランプ類税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ）が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係を明らかにするために、間接税としての関税と並んで列部門として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち、第1種物品税は小売段階で、第2種又は第3種は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門、小売業の間接税、第2種又は第3種は各製造業の間接税として計上するが、輸入品は小売段階で課税される第1種物品税は国産品の扱いと同様、小売業（列部門）の間接税として扱うが、第2種及び第3種物品税は輸入品商品税欄で一括して扱った。

輸入品商品税の範囲は、以上のほか、酒税、砂糖消費



税、揮発油税及びトランプ類税である。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	物品税課税高集計簿 (税務統計—物品税表)	50年	国 税 庁	
2	酒税課税等状況表	50年	国 税 庁	

(3) 推計方法

① 生産額

輸入品に関して、資料1及び2を利用して求めた。  
なお、物品税種と産業連関表用部門との対応は通商産業省と協議した。

② 投入額

生産額の項に同じである。

③ 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

### 第13節 労働省担当部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

#### 1. 概念・定義及び範囲

##### (1) 従業者

###### ① 概念・定義

従業者数は年平均として計上してあり、従業者の地位により、自営業主、家族従業者、有給役員及び雇用者の4つに区分し、雇用者は、更に常用雇用者及び臨時日雇雇用者に2区分している。

これらの定義は、通常の雇用統計（事業所統計調査、毎月勤労統計調査など）の場合と同様である。雇用者の中には、給与支払の対象となる休職者も含まれる。

自営業主：個人経営の事業所の経営主で、実際その事業所を経営している者

家族従業者：自営業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者

有給役員：法人団体の役員で、常勤、非常勤を問わず有給の者とし、重役や理事であっても職員を兼ねて一定の職務につき、一般の職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は常用雇用者とする。

常用雇用者：常用雇用されている者で、徒弟や見習いも含まれる。この場合、事業所統計調査結果を基礎としているため臨時又は日雇あるいはパートタイマーという名称であっても、1カ月以上の期間を定めて雇用されている者及び調査の前2カ月に各月それぞれ1.8日以上雇用さ

れている者は常用雇用者に区分する。

臨時・日雇雇用者：1カ月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇入れられる者

###### ② 範囲

従業者の範囲は、国内の生産・サービス活動に対応した範囲とする。

部門別には、各部門の生産・サービスアクティビティに見合っその部門の従業者数を確定することを原則としたが、労働者個々の労働アクティビティと各部門の生産・サービスアクティビティとは必ずしも一致しないので、その場合は、次のような考え方で区分した。すなわち労働アクティビティがいかなる生産・サービスアクティビティのために行われているかを目安に部門の格付けを行った。これは、いわば事業所ベースに近い考え方である。

例えば、自動車生産活動を行っている事業所の電話交換手は、実際は通信活動に従事しているが、このような場合、この電話交換手を通信部門に格付けせず、自動車の生産活動に必要な労働者という見地から、自動車部門に計上する。

##### (1) 雇用者所得

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があつたとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとした。更に雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得を雇用者所得としている。雇用者所得は、従業員のうち有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者に対

応する所得を意味し、自営業主の所得は営業余剰に含めている。

雇用者所得は、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、更にSNAを考慮して、最終的には以下の項目より構成されるものとした。

(i)賃金・俸給 (ii)役員俸給 (iii)議員歳費 (iv)退職年金及び退職一時金 (v)現物給与 (vi)給与住宅差額家賃 (vii)社会保険料雇用主負担 (viii)雇用者の財産形成にかかる雇主の費用 (ix)社会保険給付に対する上積み付加給付金

#### (i) 賃金・俸給

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、労働協約で支払が義務づけられている慶弔費や、雇主が一括して再配分するチップが含まれている。昭和45年産業連関表では慶弔費は雇用者所得に含めず家計外消費支出に含めていたが、50年表では労働協約に支払いが明記されている場合雇用者所得に含める。慶弔費と考えられるものは以下の項目である。

① 結婚祝金 ② 出産祝金 ③ 入学祝金 ④ 死亡弔慰金 ⑤ 傷病見舞金 ⑥ 災害見舞金

チップは、①客が直接雇用者に手渡すもの ②客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金のほかに雇用者に手渡される現金で、かつそれが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがって①も②もそれに該当すると思われるが、50年表では②のみを雇用者所得に含め、①は客から雇用者への移転とみた。

#### (ii) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。この定義は昭和45年産業連関表と同様である。

#### (iii) 議員歳費

国会議員、地方議員の俸給のことであり、昭和45年産業連関表と同様である。

#### (iv) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実に退職したものが受取る退職金とは相異なる。

退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

35年及び40年表では、これら費用を雇用者所得に含めなかったが、45年表では含めた。その理由は、退職金

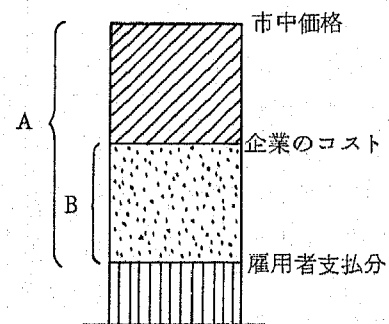
も賃金と同様に企業のコストとして経理され、その帰属先が雇用者であることによる。50年表も45年表と同じ扱いとした。

#### (v) 現物給与

現物給与には、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製産品を支給した場合の雇主のコストが計上される。食事の費用は、昭和45年産業連関表では、雇用者1人月額701円以上の食事の支給額が雇用者所得に計上され、700円以下は家計外消費としていたが、50年表ではすべて現物給与に計上することとした。

#### (vi) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（右図Aに相当する部分を現物給与と考える）のことで、昭和45年産業連関表では、企業のコストから雇用者支払分を控除した額が雇用者所得に計上されていた（図のBに相当する部分）。50年表での扱いを45年表と異にした理由は、



SNAに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃借料部門の営業余剰と見なすという擬制がなされており、方法は合理性を欠いていることなどにもよる。

#### (vii) 社会保険料雇用主負担

これは、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、日雇健康保険、厚生年金保険、船員保険、児童手当、石炭年金に対する雇主の負担分である。児童手当は昭和47年より開始されたので、45年産業連関表の雇用者所得には含まれない。

#### (viii) 財産形成に関する企業の費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

① 私的保険制度への拠出金 ② 持家援助に関する費用 ③ 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

この項目は、昭和50年産業連関表で初めてとり入れられ

たものである。

(X) 社会保険給付に対する企業の上積み付加給付金

これは、社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例えば労働保険、健康保険などが挙げられる。この項目は、昭和45年産業連関表では家計外消費支出に含められていた。

2. 推計資料

利用した資料は次のとおりであるが、このほか、直接各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

(1) 従業者

資料名	出所
事業所統計調査	総理府統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
毎月勤労統計調査	労働省
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計表	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
漁業経済調査	農林水産省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	〃
エネルギー統計年報	〃
資源統計年報	〃
工業統計表	〃
商業統計表	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与の実態	自治省
主要企業経営分析	日本銀行
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
郵政統計年報	郵政省
一般職国家公務員在職状況統計表	総理府人事局
特別職在職状況統計表	〃
科学技術研究調査報告	総理府統計局
特殊法人総覧	行政管理庁
国の予算書	
国の決算書	

(2) 雇用者所得

資料名	出所
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
労働者福祉施設制度等調査	〃
法人企業統計	大蔵省
農家経済調査	農林水産省
農業生産費調査	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
林業労働者職種別賃金調査	労働省
船員労働統計	運輸省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
ガス事業統計年報	日本ガス協会
地方財政の状況	自治省
国鉄損益決算書	
私鉄統計年報	運輸省
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
賃金構造基本統計調査	〃
給与支払状況統計報告	総理府人事局
住宅統計調査	総理府統計局
科学技術研究調査報告	〃
医療施設調査	厚生省
事業所統計調査(サービス業編)	総理府統計局
工業統計表	通商産業省
国の決算書	
国家公務員給与等実態調査	人事院
地方公務員給与の実態	自治省

3. 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として国勢調査の結果に、就業構造基本調査(昭和49年、52年)結果の各従業上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で事業所統計調査を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇用者は、主として需要側の統計である事業所統計調査や工業統計表に基づいて推計した。それは、国勢調査など供給側の統計では二重雇用者が把握されていない、産業連関表のように詳細な部門の場合数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、国勢調査や農林水産省の調査を、また公務や陳営企

業などに関連する部門では、決算書等の資料を利用した。

製造業は事業所統計調査を基礎としたが、各部門への配分は工業統計表の産業連関表用部門別組替集計結果の従業者数によった。これらの産業以外の部門は原則として事業所統計調査の結果によった。

なお、国勢調査、事業所統計調査等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均値との比率によって年平均ペースに転換した計数を用いた。

## (2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役員に別一人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料(雇用主負担)、その他の給与は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

### ① 常雇賃金の推計

一人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公務等の部門、その他の部門に分けて、次のような資料に基づいて推計した。

#### (i) 製造業部門

毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を採用し、これを工業統計表でチェックした。

#### (ii) サービス部門(J S I C中分類74, 75, 77~80, 82, 83の事業所統計調査乙調査の対象となっている産業)

事業所統計調査乙調査(サービス業編)の賃金を採用した。

#### (iii) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、国の決算書、国家公務員給与等実態調査、地方公務員給与の実態等から、国公立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は決算書から、それぞれ一人当たり賃金を推計した。

#### (iv) その他の部門

農林水産業の部門は農家経済調査等の農林水産省の調査、鉱業は本邦鉱業の趨勢の労働者の賃金を、それ以外の部門は毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

### ② 臨時・日雇賃金

毎月勤労統計調査の臨時・日雇賃金日額に就労日数、雇用者数を乗じた。(賃金日額×就労日数×12ヶ月×雇用者数)

なお、就労日数は、毎月勤労統計調査の延人員(man·day)を事業所統計調査の雇用者数で除した。

### ③ 有給役員給与

労働統計の中で、役員給与を調査したものがない

ため、法人企業統計によって産業別(中分類)に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乗ずることによって一人当たり役員給与を推計した。

### ④ 給与住宅差額家賃

この部分は昭和50年産業連関表で推計方法が大幅に変更しており、市中家賃との差額分を計上することとなった。そこで次の(i), (ii)のような手順で差額家賃の生産額を推計し、それを、(iii)の方法で部門分割した。

(i) 昭和48年住宅統計調査を利用して生産額を推計する。

(ii) 昭和48年、50年家計調査を用いて50年生産額に換算する。

48年生産額 2,511.6億円

50年生産額 3,819.5億円

(iii) (i)及び(ii)で推計した差額家賃の部門分割方法は次のとおりである。

イ 労働者福祉施設制度等調査結果の給与住宅の企業のコストを基礎に、各部門毎の給与住宅費用を計算する。  
ロ イの部門別給与住宅費用により生産額を各部門に配分する。

### ⑤ その他の雇用者所得

退職年金及び退職一時金、現物給与、社会保険料雇用主負担、財形費用、社会保険給付上積付加給付金などは、労働者福祉施設制度等調査により、現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じた。

## 4. 問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の際の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースに転換しなければならないということであった。一人の雇用者が幾つかの商品の生産に携わるという場合、完全にアクティビティに徹しておれば、一人をそれぞれの部門に分割しなければならない。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が転職あるいは兼業するなど複数の商品の生産を行う場合や、鉄鋼や化学の部門等各商品が一貫作業で生産される場合が問題となった。特に建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計が行えなかったので注意を要する。

また、実際の推計に当たって、資料がないか、又は資料があっても概念・範囲等が異なり利用できない場合があった。特に、雇用者所得の推計に当たって必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かった。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があった。

## 第 1 4 節 経済企画庁担当部門

### 家計外消費支出 (9110-000)

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は福利厚生費（雇用者所得に含むもの及び内生経費に計上されるものを除く）と、交際費、接待費及び出張費から実際支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。

① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のため旅行に要した費用のうち、日当、宿泊料部分とし、また、転任、新任等のための仕度金、赴任手当、看護手当等を含む。

② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係あるもの等に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するもので、従業員慰安の費用は含まれない。

ただし、例外として、役員、又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の決算慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含む。

③ 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で福利施設負担額（食堂給食施設を除く、福利厚生のための施設に要する費用）、保健衛生医療費（従業員が診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨サービス費用及び要素費用）、娯楽、スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション施設に関するすべての費用）、宿泊所、保養所などの費用（以上のそれぞれの費用から分離して、一括計上される場合の維持管理費、修繕費、減価償却費、賃借料など）から成っている。

(2) 列部門の家計外消費支出計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の合計は一致する。最終需要欄では、全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、付加価値欄ではその支出額が産業別に計上される。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	法人企業間接費調査集計結果報告	50年	経済企画庁	
2	鉱工業投入調査結果表	50年	通商産業省	

番号	資料名	年次	出 所	備 考
3	食品工業部門投入調査結果	50年	農林水産省	
4	産業連関表特別調査集計結果	50年	運輸省	
5	産業連関表作成基礎調査集計報告	50年	厚生省	
6	法人企業統計年報	50年	大蔵省	
7	税務統計から見た法人企業の実態	50年	国税庁	

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

内生部門の各列の生産額に、資料1～5の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の投入比率を乗じて各列の「宿泊・日当」等の投入額とし、その行和をコントロール・トータルとした。「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」のコントロール・トータルを合計して「家計外消費支出」のコントロール・トータルとした。資料6の産業別売上高に投入比率を乗じて求めた部門もある。

交際費の推計は資料7を参考にした。

##### (2) 投入額

産出側の資料及び昭和45年産業連関表の投入比率等を参考に、家計外消費支出計を配分した。

##### (3) 産出額

コントロール・トータル推計の際に求めた各列の投入額をそのまま産出額とした。

##### (4) 推計上の問題点

推計に利用できる基礎資料が少なく、特に投入額は産出側との調整によらざるを得ない。

### 営業余剰 (9412-000)

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 付加価値から、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、使用動産や不動産の純賃貸料等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

使用動産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と

生産のための資本を結びつけようとする、いわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の資本は例外的に所有者主義によるので、営業余剰はそこで発生することとする。なお、支払利子に関連して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービスを受けていることとするため、その分だけ営業余剰が減少することに注意すべきである。

(2) 個人業主や家族従業者等の評価所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

(3) 営業余剰は定義によって産業にのみ発生する。政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コストに等しいと定義されており、営業余剰を含まない。

## 2 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	新 SNA 国民所得統計	50年	経済企画庁	

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国富調査	45年	経済企画庁	
2	新 SNA 国民所得統計	50年	経済企画庁	
3	農家経済調査報告	50年	農林水産省	
4	中央政府企業決算書	50年		
5	地方公営企業決算書	50年		
6	法人企業統計年報	50年	大蔵省	
7	保険年鑑	50年	生命保険協会, 日本損害保険協会	
8	法人企業間接費調査集計結果報告	50年	経済企画庁	
9	昭和50年工業統計の組替集計結果	50年	行政管理庁	

## 3. 推計方法

### (1) 生産額

資料1の営業余剰に統計上の不突合を加える。

### (2) 産出額

資料1の産業別営業余剰を用いて推計した。細分は投入側の資料を参考に行った。

## 資本減耗引当 (9420-000)

### 1 概念・定義及び範囲

(1) 固定資本の価値は生産過程において消費されて行くが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で減価償却費と資本偶発損から成る。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。固定資本の範囲は「国内総固定資本形成」で説明したものと同一であるが、一般道路その他の公共施設の償却は行わない。

(2) 資本減耗引当の部門別推計は、原則として使用者主義によっている。したがって他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の場合は所有者主義によることにするので、使用者は賃貸料を支払い、所有産業ですべての経費を計上することになる。

## 3. 推計方法

### (1) 生産額

#### ① 「住宅賃貸料」産業分の推計

資料1及び2の住宅投資額より、50年の住宅資産額(帳簿価額ベース)を算出し、資料1で求めた住宅の定率法減価償却率を乗じた。

#### ② その他の推計

##### (i) 個人企業(非農業)

資料1及び2より、①と同様の方法で算出した。

##### (ii) 個人企業(農業)

資料3から求めた。

##### (iii) 公的企業

資料4及び5から求めた。

##### (iv) 民間法人企業

資料6から求めた。

##### (v) 資本偶発損

資料7の損害保険料から算出した。

##### (vi) 取替資産

国内総固定資本形成の取替資産と同じである。

以上の①及び②の(i)~(vi)を合計した。

### (2) 産出額

資料2の産業別減価償却額を用いて推計した。細分は資料8、9及び投入側の資料を参考に行った。

間接税 (関税を除く) (9430-000)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 国民経済計算の間接税と同じである。ただし、関税と輸入品商品税は含めず、最終需要欄の控除項目として計上する。

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入（日本専売公社納付金など）も間接税に含まれる。

(2) 国税では酒税、揮発油税、物品税、自動車重量税等が、地方税では事業税、たばこ消費税、料理飲食等消費税、固定資産税等が、税外負担では、専売益金、各種手数料等が間接税に相当する。

(3) 固定資産税が、工場用地や償却資産に課される部分だけでなく家屋や住宅用地に課される部分も含め、全額が間接税とされるのは、国民経済計算及び産業連関表の約束に基づくものである。すなわち国民経済計算及び産業連関表では住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することにしていて、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

(4) 料理飲食等消費税は遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また旅館等の利用者は、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費として認識しているのが普通である。そこで国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、企業の側では税額込みの売上高を計上し、料理飲食等消費税は全額を「その他のサービス」部門の負担する間接税とする。通行税、入場税、電気税等も同じ扱いをする。

(5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算書	50年	大蔵省	
2	国税庁統計年報書(第101回)	50年	国税庁	
3	地方財政統計年報	50年	自治省	
4	道府県税の課税状況等に関する調	50年	自治省	
5	市町村税課税状況等の調	50年	自治省	
6	陸運統計要覧	50年	運輸省	
7	固定資産の価格等の概要調書(土地)	50年	自治省	
8	企業の土地取得等に関する調査結果	50年	国土庁	
9	国富調査総合報告(第1巻)	45年	経済企画庁	
10	新SNA国民所得統計	50年	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算基礎資料により、関税及び輸入品商品税を除いた間接税の昭和50暦年分とする。

(2) 産出額

間接税の産出配分は、直接に税を支払った部門に負担させるのを原則とする。砂糖消費税(2070-00「砂糖」)、揮発油税(3210-00「石油製品」)のように負担部門が明らかなのはそのまま当該部門に配分し、自動車重量税のように全部門に関係するものは、産業別自動車保有台数等の指標を用いて各部門に配分する。

なお、石油ガス税と軽油引取税は国民経済計算ではそれぞれ小売業、卸売業に配分しているが、産業連関表では例外的に「石油製品」部門へ配分する。

(控除) 経常補助金 (9440-000)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 国民経済計算の補助金と同じである。産業振興を図るあるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。定義によって、

対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。

- (2) 法令上又は予算上常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金と見なす。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	決算書	50年	大蔵省	
2	補助金便覧	50年	大蔵省	
3	地方財政統計年報	50年	自治省	
4	新 SNA 国民所得統計	50年	経済企画庁	

3. 推計方法

- (1) 生産額

国民経済計算より、補助金の昭和50暦年分とする。

- (2) 産出額

経常補助金は決算書の「目」を単位として、「補助金便覧」等を参考に受取り先の各部門に配分する。食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは、商業部門ではなく精穀・製粉部門への補助金とする。